

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	35 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	66 件
国民年金関係	38 件
厚生年金関係	28 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月  
② 平成4年9月から15年9月まで

私は、昭和51年4月に会社を退職したが、退職後妻が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も妻と私の分を併せて支払ってくれていたところ、私の同年10月の保険料のみ未納とされている（申立期間①）。

また、平成4年9月に、当時勤めていた会社から「会社は健康保険と厚生年金保険をやめるので、これからは個人で保険を掛けて下さい。」と言われたが、会社が発行する源泉徴収票の「社会保険料等の金額」の欄に30万円前後の金額が記載されていることもあり、在職している間は会社が国民年金保険料を源泉徴収して役所に支払っているものと思っていた。しかし、同年9月から15年9月までの保険料納付記録が無い（申立期間②）。

申立期間①及び②の保険料はいずれも納付していたはずであり、社会保険庁の記録が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和51年4月に妻が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付したと申し立てているところ、申立人の妻は、49年11月21日に国民年金に任意加入した後、加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料納付を担っていた妻の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立期間①は1か月と短期間である上、保険料納付意識の高い申立人の妻が納付書を受け取りながら、申立期間①の保険料のみ未納のまま放置していたとは考え難い。

次に、申立期間②について、申立人は、平成4年9月に、当時勤めていた会社から「会社は健康保険と厚生年金保険をやめるので、これからは個人で保険を掛けて下さい。」と言われたと陳述しているところ、社会保険庁の記録によれば、当該事業所は同年9月に健康保険・厚生年金保険の適用が全喪となっていることが確認できる。

また、申立人は、全喪後は会社が給料から国民年金保険料を源泉徴収し、役所に納付していたと申し立てているが、同社によれば、「会社が国民年金保険料の納付等に関与することは無かった。」としている。

さらに、申立期間②は、社会保険庁の記録上、国民年金の未加入期間であることから、国民年金加入手続が行われておらず、申立人に対し申立期間②の納付書は発行されていなかったものと考えられる。

加えて、申立期間②のうち、申立人が65歳となる平成11年以降は、公的高齢年金の受給資格を満たしていない者のみ、国民年金に加入できる期間であるが、申立人は65歳で受給権を取得していることから、制度上保険料を納付することはできない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間②について、申立人の所持する源泉徴収票の「社会保険料等の金額」の欄に記載されている金額に、国民年金保険料が含まれていると申し立てているが、申立人の所持する任意継続に係る健康保険料の領収書等により、平成4年から6年までに申立人が負担したと思われる社会保険料等の金額を算定したところ、いずれの年についても源泉徴収票記載の金額は、算定した金額を下回っていることが認められ、源泉徴収票の「社会保険料等の金額」に国民年金保険料が含まれているとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年12月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から50年3月まで  
② 昭和59年7月から同年9月まで

申立期間①については、昭和42年6月に住み始めたA市B地区において、集金人に勧められて国民年金に加入し、保険料は集金人に納付した。納付の状況を鮮明に記憶しており、納付したことは間違い無いので、社会保険事務所で未納とされていることに納付できない。昭和43年12月に同市C地区に転居した後の保険料納付の記憶は曖昧であるが、調査してほしい。

また、申立期間②については、口座振替を利用して国民年金保険料を納付していた。なぜ未納とされているのか分からないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和42年6月にA市B地区で国民年金加入手続きを行い、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していたとして、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年8月ごろ払い出され、申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職した同年3月25日にさかのぼって、国民年金の被保険者資格（強制加入）を取得していることが確認できる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和42年3月25日に資格を取得した申立人は、7日後の同年4月1日に資格を喪失しており、同名簿の備考欄に「42 資格喪失届 NO. 545」という事蹟が有るところ、申立人には資格の喪失に該当する要件が無く、申立人自身は資格の喪失を行った記憶が無く、A市も資格喪失届を保存していないことから、同届出の受理年月日等詳細は不明であるが、当該資格喪失日は、申立人の国民年金手帳記号番号払出日より前

のことであることから、51年4月に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの期間において、申立人に国民年金被保険者資格が有った可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、昭和43年12月まで居住していたA市B地区の納付組織における国民年金保険料納付方法を鮮明かつ詳細に記憶している上、実際の状況と符合する。

一方、昭和43年12月にA市B地区から同市C地区へ転居して以降の保険料納付に係る申立人の記憶は曖昧であり、また、51年4月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていること、この手帳記号番号により同年12月に昭和50年度の保険料が過年度納付されていることが特殊台帳から確認できることから、申立人が、同市C地区に転居後は、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

申立期間②については、申立人は、口座振替により保険料を納付していたところ、A市が保管している国民年金収滞納一覧表により、昭和51年7月以降、申立人が口座振替を利用していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録をみると、申立人が口座振替により、保険料を納付していた昭和51年7月から平成16年10月までの期間において、口座振替により保険料が収納されなかった月は、3回合計4か月有るが、いずれの月も同一年度内に現年度納付されている。

さらに、申立期間②は3か月と短期間であり、申立人は、昭和51年4月に別の国民年金手帳記号番号が払い出された後、申立期間②を除いて、60歳到達まで国民年金保険料の未納は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和42年4月から43年12月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、住み込みで働いていた店に来た男性集金人に国民年金の加入を勧められ、同僚と一緒に加入手続を行った。

その後、私は、昭和37年4月に転居するまで、男性集金人が店にくる度、店主及び同僚と一緒に毎月100円の保険料を納付し、領収印が押された紙をもらっていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は、当時のA市B区（現在は、A市C区）において住み込み先の店主夫婦及び同僚と共に昭和36年7月に4人連番で払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間の保険料を集金人に納付することは可能である。

また、当時、一緒に納付していたとする店主夫婦の納付記録をみると、申立期間の保険料はいずれも納付済みとなっているなど、申立内容と符合している。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料は、一月あたり100円であったと陳述しており、当時の保険料額と一致する。

加えて、申立人は、国民年金手帳を交付されたことが無く、男性集金人に保険料を納付した際は検認印が押された紙をもらっていたと陳述しているところ、A市では当時、国民年金手帳の発行が遅れた場合及び年金手帳の紛失により集金人に提示できない場合は、仮の検認台紙に検認印を押し交付しており、申立内容と符合している。

これらのことから、申立人が集金人から国民年金の加入勧奨を受け、加入手続を行いながら、その直後の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然

であり、申立期間の保険料を昭和 36 年 7 月に払い出された国民年金手帳記号番号により（当該手帳記号番号は、入力ミスにより別名となり、申立人の基礎年金番号に未統合のまま残存）、その当時、集金人に現年度納付していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 1 月

申立期間①については、私は昭和 56 年に夫の勧めで国民年金に加入し、以後の夫婦二人分の国民年金保険料を市役所窓口又は銀行に納付していた。

申立期間②については、夫婦二人分の保険料を定期的きちんと支払っていたのに、私の保険料のみを 1 か月だけ支払っていないことは考えられない。

年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」から保険料は納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 10 月に国民年金に加入し、以後、厚生年金保険被保険者資格を取得した 62 年 2 月の前月まで市役所窓口又は銀行で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人は申立期間当時外国籍であり、国民年金法が改正され国民年金被保険者の資格要件である国籍要件が撤廃された昭和 57 年 1 月までは、制度上、国民年金に加入することができず申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和 58 年 5 月 17 日であることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、手帳払出時点において申立期間①のうち、国民年金法改正時の 57 年 1 月から同年 12 月までの期間の保険料については過年度納付が可能であるが、納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

一方、申立期間②についてみると、申立人の夫は A 社会保険事務所が昭和



63年9月7日に発行した納付書により、同年9月28日付けで過年度納付していることが確認でき、申立人は、同社会保険事務所が同年10月7日に発行した納付書を受け取っていることが推定できることから、自身の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

昭和45年11月ごろ、妻が夫婦二人分の国民年金保険の加入手続をし、その後、互いに厚生年金保険に加入するまでの期間は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

当初、夫婦共に昭和48年度は未納となっていたが、昭和48年4月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の領収書を所持していたため、納付が認められた。

しかし、昭和48年10月から同年12月までの期間は領収証書が無いとして未納のままとされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和45年以降、平成16年12月までの期間について、申立期間を除き未納期間が無いことから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の保険料の納付状況をみると、申立期間の前後に当たる昭和48年4月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間は、申立人の所持していた領収証書により、平成20年4月10日に訂正がなされている。

さらに、その妻にあっても申立期間の直前に当たる昭和48年4月から同年9月までの期間は、その妻の所持していた領収証書により、平成20年4月10日に記録訂正がなされていることが確認できる。

このような状況を踏まえると、申立期間の納付記録にも誤りのある可能性が高いと考えるのが相当である。

加えて、申立期間前後は期限内納付されており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事等生活状況に大きな変化は認められず、申立人の納付意識の高さを鑑<sup>かんが</sup>みると、申立期間の保険料を納付しないとするのは不自然である上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月及び同年6月

会社を退職後、昭和47年に父が私の国民年金加入手続をA市役所で行い、保険料を納付してくれていた。

昭和48年4月からB市に転居して、私が市役所で国民年金の手続を行い、毎月納付書により自宅近くの銀行で保険料を納付していた。

申立期間直前の昭和48年4月は、当初未納になっていたが後に領収書が国民年金手帳の間から見つかり、平成20年7月に記録訂正してもらった経緯がある。

申立期間当時の領収書は引っ越しのため処分してしまい今は無いが、国民年金は国民の義務だと両親から教えられてきたので未納無く納めてきた。きちんと納付してきたのに2か月だけ未納とされていることは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付記録をみると、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているほか、結婚後は強制加入から任意加入へ種別変更し、昭和50年1月から第3号被保険者となる61年4月まで定額保険料に加えて付加保険料も納付している。また、夫が退職した時点で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続も適切に行っており、年金制度に対する理解は深く、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間の前後の期間はいずれも現年度納付されている。

さらに、申立期間後の昭和48年度の保険料は、昭和48年9月19日、同年12月24日及び49年3月28日にいずれもB市において現年度納付されており、それぞれの納付の時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

加えて、申立期間直前の昭和 48 年 4 月の保険料にあつては当初未納であつたが、申立人が領収書を所持するとともに国民年金手帳に検認印が確認できたことから、平成 20 年 7 月に納付済みとして記録訂正がなされており、社会保険庁の当時の記録管理が適正に行われていなかった可能性も否定できない。

このような状況を踏まえると、申立人の納付意識の高さを鑑<sup>かんが</sup>みれば申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年10月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和44年1月から同年3月まで

母から、時期ははっきりしないが、国民年金の加入手続をしておくと話があったことを覚えており、母が自宅に来訪する集金人に、同居していた妹の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと思う。

何度か母に頼まれて、私が自宅で集金人に保険料を納付した覚えがあるが、私と妹の二人分の保険料だったかなど、詳細ははっきりしない。(申立期間①)。

また、昭和42年4月にA市へ転居したが、43年4月以降は、私が保険料を納付していたので、未納期間があるのは納得できない(申立期間②)。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人は当時仕事など生活状況に大きな変化は無かったとしている上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人の陳述する納付方法は当時のA市の収納制度と符合する。

これらの状況を踏まえると、申立人は申立期間②の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

次に、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、昭和36年7月15日に二人の妹と共に連番で払い出されていることが同払出簿から確認でき、申立人らの加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母は、この時点において三姉妹の保険料と一緒に納付する意思があったものと考えられる。

また、申立人とその二人の妹の国民年金保険料納付記録をみると、当時同居し申立人と一緒にB業店を経営していたとする下の妹は、申立期間のうち、同人が結婚し申立人らと別居するようになった昭和36年10月までの期間の保険料は納付済みであることが確認できる。一方、当時同居はしていたが会社勤めをしていたとする上の妹のこの期間の記録は、1か月を除き厚生年金保険の加入期間であることから、下の妹の保険料が納付済みとなっている期間について、申立人の母は申立人の保険料も下の妹の保険料とともに納付していたと考えるのが自然である。

しかし、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母は既に他界しており、保険料の納付状況は不明である上、申立期間①のうち、昭和36年11月から40年3月までの期間に係る申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和36年4月から同年10月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月

平成20年8月、A社会保険事務所より、2年2月の国民年金保険料の還付申請を行うように言われたので請求をしたが、B社会保険事務所及びC市のデータでは「還付表示」があることを理由に、申請は時効で消滅しており、還付できないとの返答があった。

私や家族は、何ら通知も受け取っておらず、還付請求していないにもかかわらず、還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、還付に関する通知を受領したことは無く、還付請求をしていないとして申し立てている。

まず、申立人の保険料の納付状況を見ると、申立期間の保険料が納付されていることが、申立人の所持する領収証書から確認できる。

一方、社会保険庁の記録を見ると、平成2年4月18日に還付決議がなされ、同年5月11日に送金通知書が作成されていることが確認できるが、この送金通知書を作成した場合に、その作成年月日と併せて記録することとなる送金通知書の支払番号が記載されていない。

また、その記録において、還付金の送金支払金融機関としてD郵便局が指定されていることが確認できるが、申立人は、郵便局は切手及びはがきなどを購入する際に利用することがあった程度であり、その場合でも自宅近くのE郵便局を利用しており、D郵便局を利用することは無かったとしていること、及び申立人が申立期間の保険料を納付し、給与などの振り込み金融機関としていたF銀行が申立人の自宅に近接している上、申立人の陳述どおり当時F銀行に口座を有していたことが確認できることから、申立人がD郵便局を金融機関として指定したとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から53年3月まで

A市からB市C区に引っ越してきた昭和51年9月ごろ、夫婦二人共に国民年金の加入手続をした。この時に区役所の職員から、「このままだと二人共期間が足りないので、さかのぼって納付しないと年金がもらえないが、今ならさかのぼって納付できる。」と言われ、夫が夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。

夫婦共に最低でも3年から4年はさかのぼり、金額が多かったので小切手で納付した。

しかし、納付記録をみると、さかのぼって納付したはずの保険料が夫婦共に未納とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和51年9月ごろに国民年金に加入し、最低でも3年から4年は夫婦共にさかのぼって特例納付により申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金保険料納付記録をみると、申立期間のうち、昭和52年1月から53年3月までの保険料について、申立人の夫にあつては、昭和54年度に催告がなされ過年度納付されたことが特殊台帳から確認できるが、申立人の特殊台帳には催告がなされた旨の記載が見当たらない。

しかし、当時の過年度保険料の取扱いとして、社会保険事務所においては、未納者全員に対して少なくとも1回は過年度納付書を発行することとされており、申立人にあつても夫と同様に過年度納付書を受け取っていたものと考えられる。

この場合、申立人夫婦は夫婦二人一緒に国民年金に加入しており、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思があったことがうかがえることから、夫婦共に過年度保険料を納付していたと考えるのが自然である。

次に、これまでに実施された特例納付が可能な期間についてみると、昭和51年9月ごろは特例納付が可能な期間ではないため、2年以上さかのぼって保険料を納付することはできないものの、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は53年9月11日に払い出されていることが同払出簿から確認でき、払出日からすると特例納付が可能な期間となる。

しかし、申立人夫婦は区役所職員から、夫婦共に<sup>そきゅう</sup>遡及納付しなければ年金受給権を得ることができない旨言われたとすると、申立人については夫が厚生年金保険に加入していた期間の合算対象期間を、夫については自身が厚生年金保険に加入していた期間を<sup>そきゅう</sup>考慮すれば、遡及納付しなくとも年金受給権を確保できる状況であった。

また、申立人の夫の特殊台帳によると、昭和52年1月から53年3月までの保険料について、昭和54年度に催告がなされ過年度保険料が納付されたことが確認できるが、申立人夫婦が陳述するとおり、国民年金への加入時に年金受給権の確保を目的として<sup>そきゅう</sup>遡及納付した場合、月額の高価な過年度保険料（月額1,400円及び2,200円）を納付せずに、月額が高価な特例納付（月額4,000円）をするのは不自然である。

さらに、申立人夫婦は、さかのぼって納付したとする国民年金保険料の納付場所、納付期間及び納付金額の記憶が<sup>あいまい</sup>曖昧である。

加えて、申立人夫婦に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、手帳記号番号払出簿の縦覧確認及び氏名別読検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年9月まで  
② 昭和42年4月から44年6月まで  
③ 昭和45年7月  
④ 昭和45年10月

結婚した時に主人がA業務従事者だったので、伯母の勧めで昭和36年4月に国民年金に加入し、B市役所に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

保険料は1か月150円ぐらいと記憶しており、伯母と一緒に納付に行った記憶もあり、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、その後、申立人が夫婦二人分の保険料を納付してきたにもかかわらず、未納とされているとして申し立てている。

まず、申立人夫婦の国民年金への加入時期をみると、申立人夫婦の手帳記号番号は、昭和41年度に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿などにより確認できることから、国民年金への加入当初は夫婦で一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思があったことがうかがえる。

そこで、申立人夫婦が国民年金に加入した当初の保険料の納付状況をみると、申立期間①のうち、昭和41年4月から同年9月までの期間について、申立人の夫は納付済みとなっていることが確認でき、夫婦二人分の保険料の納付を担っていたとする申立人が、その夫の保険料を納付し、自身の保険料を納付しないのは不自然である。

しかしながら、この期間を除く申立期間①については、この手帳記号番号では、時効の到来により、制度上既に保険料を納付することができない期間がある上、過年度納付の可能な時期についても、申立人はさかのぼって保険料を納付したことは無いと陳述している。

また、この手帳記号番号は、昭和 41 年度に C 市において払い出されており、昭和 36 年 4 月に B 市で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人に国民年金への加入を勧めたとするその伯母は、申立人の加入手続に同行したこと及び保険料納付に同行したことがあることを記憶しているものの、申立人の加入手続や保険料の納付に係る時期、場所及び保険料額に関する記憶は曖昧である。

次に、申立期間②から④までについてみると、申立人は、自身が夫婦二人分の保険料を A 市及び B 市で現年度納付していたと陳述しているところ、申立期間について、その夫は特例納付を含む過年度納付により保険料を納付していることが確認でき、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は昭和 44 年 7 月から 45 年 6 月までの期間、同年 8 月から同年 10 月までの期間については、現在の記録では厚生年金保険の加入期間となっているものの、これは平成 20 年 7 月 28 日に国民年金から厚生年金保険の期間に記録が変更されていることが確認できる。一方、この変更に伴って国民年金保険料の還付が生じていないことから、記録の変更がなされるまでは昭和 42 年 4 月から 45 年 10 月までの期間の保険料は未納であったこととなり、これだけの長期にわたり行政が過誤を継続するとは考え難い。

さらに、申立人には、申立期間以外にも未納及び複数の未加入期間が見受けられる上、保険料の納付方法、納付金額など申立人の納付をめぐる記憶は曖昧である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から55年6月まで

私は、昭和50年5月に国民年金に加入し、会社勤めとなる51年9月まで保険料を納付していた。その後、私は52年\*月に結婚し、同年7月に会社を辞めたとき、夫が「もうすぐ定年で、これからなるべく家に居てほしいので、再び国民年金に加入するように。」と強く勧められた。私も、厚生年金保険の加入年数がだいたい分かっていたので、65歳まで加入すると、年金の加入可能年数が40年近くになると計算して、同年8月から再び国民年金保険料を納め始めたのを覚えている。

保険料の納付は、最初の2か月から3か月はA市役所で納付を行い、その後、昭和60年5月にB市に転居するまで、夫名義の銀行口座から自動引き落としで納付していた。

以上の理由から、申立期間について未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後に国民年金に再加入し、昭和52年8月からの保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人が国民年金に再加入した時期について、A市の被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳をみると、いずれの記録も昭和55年6月28日に申立人が国民年金の被保険者資格を任意で取得していることが確認できることから、この場合、申立人の被保険者資格は、52年7月から55年5月までの期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

一方、申立人の被保険者資格は昭和55年6月から任意で資格を得ているこ

とから、保険料を納付することは可能であるところ、社会保険事務所の記録では同年7月から56年3月までの納付月数9か月となっている。しかしながら、A市の被保険者名簿の納付記録には、昭和55年度の保険料納付月数は10か月と記載されており、社会保険事務所の納付記録とは合致しておらず、申立期間のうち、申立人が国民年金に任意加入した昭和55年6月の保険料が納付されていた可能性がある。

また、申立人が別の国民年金手帳記号番号により、昭和55年5月以前の保険料を納付した可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の52年7月から55年5月までの内容を確認するもその形跡は見当たらず、申立人が申立期間のうち、52年8月から55年5月までの期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年1月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年1月まで

会社を退職してから国民年金に加入し、結婚してからも任意加入に切り替えて納付していた。平成9年から19年までは海外で生活していたが、夫が定年退職し、現地採用に変わってからは私だけ住民票を戻して年金保険料を納付しているほどである。住宅ローンや子どもの教育費でお金が必要になる昭和54年度以降はきちんと納付済みになっているのに、経済的にはそれよりも楽だった申立期間が未納というのは考えられない。私は申立期間も含め、ずっと保険料を納付しているつもりだったが、社会保険事務所から「調べてもらった方がいい。」と言われ、申立期間が未納とされていることに気づいた。

申立期間も納付済みであることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年2月に国民年金に加入して以降、第三号被保険者となる61年4月の前月まで継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人は申立期間直後の昭和54年3月5日にA市からB市に住所を移転しており、申立人は転入手続の際、的確に国民年金の住所変更手続を行っていること、また、同年2月及び同年3月の保険料を同年4月28日に納付していることがB市の被保険者台帳より確認できる。また、B市の収滞納記録には、申立期間について他市町村での被保険者期間として管理されており、申立人は転入手続の際、A市で納付が未済であった保険料をB市で納付したものと推定されるが、現年度納付が可能であるにもかかわらず、申立期間が未納のまま、同年2月及び同年3月のみ保険料しか納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は10か月と短期間であるとともに、申立人は国民年金手帳記号番号の払出日以降、申立期間を除いて未納期間は存在しないほか、その納付期間のほとんどが現年度納付となっていることが特殊台帳より確認できるなど、申立人の国民年金に対する意識の高さを鑑みると、申立期間の保険料を継続的に納付していたものとするのが自然であり、申立人が住所を移転した昭和54年3月の時点で、申立人の納付記録が管轄する社会保険事務所間において、適切に移管されていなかったものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで  
② 昭和48年10月から50年3月まで  
③ 昭和58年4月から同年9月まで

昭和48年1月ごろ、祖父がA市役所で、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

私は、祖父から、私が会社勤めをしていた期間を除き、昭和48年1月から同年3月までの期間（申立期間①）及び同年10月から50年3月までの期間（申立期間②）の私の国民年金保険料を、祖父がA市役所で納付したと聞いている。

昭和52年12月からは、自分で国民年金保険料を納付しており、B市に転居した54年4月からは、毎月、市役所又は自宅近くの郵便局で保険料を納付していたので、58年4月から同年9月までの期間（申立期間③）も同様に保険料を納付していた。

申立期間①、②及び③の期間の保険料も納付したと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、B市の国民年金被保険者台帳の検認記録欄において現年度納付済みと記録されていることを踏まえると、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えられる。

一方、申立期間①及び②については、申立人は、昭和48年ごろから、実家の祖父が、申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月に払い出されており、申立期間①の全部と申立期間②の一部については、この手帳

記号番号を使用して国民年金保険料を市役所において現年度納付することはできない。

また、同時期に申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている当時同居していた申立人の弟についても、昭和 50 年 3 月の保険料は未納であり、申立人と同じく同年 4 月から保険料が納付されている。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の祖父は既に死亡しており、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、複数の氏名別読み検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当らなかった。

このほか、申立期間①及び②の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③の昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から51年3月まで  
② 昭和53年9月

私は、昭和49年ごろに国民年金に加入し、保険料を継続して納めていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できない。納付については妻にすべて任せていたので金額は分からないが、定期的に夫婦二人分を集金人に納付していたように思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和49年1月以降の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納めていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立期間②についてみると、前後の期間は夫婦共に現年度納付であることが特殊台帳から確認できる。また、一緒に納付していたとする妻は、この期間の保険料を昭和54年10月に過年度納付していることが同様に確認できる。この場合、当初は申立人と同様に未納であったことから、夫婦に対して催告がなされたものと推定でき、前後は夫婦二人共に同様の納付形態であった状況を踏まえると、申立人についても妻と一緒に夫婦二人分を過年度納付していたものとするのが自然である。

次に、申立期間①についてみると、申立人は、昭和49年度及び50年度について、それぞれ翌年に催告されていることが社会保険庁の特殊台帳から確認できる。一方、夫婦二人分を一緒に納付していたとする妻は、昭和49年4月から50年12月までの間、現年度納付であることが市の被保険者名簿から確認でき、この期間について妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の

陳述とは符合しない。

また、申立人の加入手続は、昭和49年10月29日になされたことが市の国民年金被保険者名簿から確認できるものの、同名簿には「喪失しないこと。51.4から納める。」とする記載が認められるとともに、申立人の納付記録が51年4月から確認できる状況と符合している。

これらの点を踏まえると、申立人は昭和49年10月に加入手続を行ったものの、当初は保険料納付を行わず、申立期間①直後の51年4月から納付を開始したと考えるのが相当である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行うとともに、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる痕跡は認められなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和42年に国民年金に加入し、結婚した後も保険料を継続して納めていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できない。金額は覚えていないが、私が3か月に1回夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人の納付記録をみると、国民年金加入期間218か月のうち、申立期間を除く215か月の国民年金保険料は納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間前後に各2回過年度納付により保険料を納付していることが市の被保険者名簿から確認できるとともに、申立期間について、昭和51年度に催告されていることが社会保険庁の特殊台帳から確認できる。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みると、この催告を看過するとは考え難く、申立期間についても、前後の各2回と同様、過年度納付がなされていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から45年6月まで

私の父親は、申立期間当時自営していたので、家族全員がその仕事を手伝っていた。母からは、兄弟姉妹6名全員が国民年金に加入していると聞いていたし、妹については、昭和43年5月から45年6月まで保険料を親が納めている。このことから、私についても38年8月から45年6月までの保険料を親が納めていたはずであり、この期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時は親が家族分の国民年金保険料を納付していたと陳述している。また、妹について、昭和43年5月から45年6月までの間、その親が保険料を納付していたので、自身についても38年8月から45年6月までは、妹と同様に納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、昭和44年1月16日に妹と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが同払出簿の記録から確認できる。この場合、申立期間のうち、払出時点から2年強以前については、既に保険料を納付できない期間となっている。

一方、申立人の妹の納付記録をみると、昭和43年5月から44年3月までの間は申立人と同様に未納であり、申立人の陳述とは符合しないものの、これに継続する同年4月から45年6月までの間については、現年度納付していることが特殊台帳の記録から確認できる。

また、申立人の妹においても、申立人の母親が申立人の分と一緒に保険料を納付していたと陳述している。これらの点を踏まえると、申立期間のうち、妹

の納付済みの期間については、親が納付していたとする申立人の陳述に明らかな不合理はみられず、その母親が妹と同様に現年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで  
国民年金保険料は、私の銀行口座より、妻の保険料と一緒に毎月夫婦二人分を引き落とされていた。  
当時の通帳等は残っていないが、妻の記録が納付済みで、私の記録だけ未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みである上、申立人が一緒に納付してきたとする妻は、申立期間は納付済みである。

また、申立人は、申立期間の前後を通じて、仕事は順調であり住所の変更及び生活状況等に変化は無かったと陳述している。

さらに、申立人が記憶する口座振替による保険料納付は、A市が口座振替制度を導入した昭和50年8月以降のものと考えられるが、申立人及びその妻の納付記録をみると、申立人については、申立期間を除く41年4月から60歳期間満了までの期間、妻については、20歳から60歳期間満了までの期間において、ともに一部の未納期間を除き、長期間にわたって保険料を納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえることなどを踏まえると、申立期間の保険料を妻と一緒に夫婦二人分を納付書で納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年12月まで  
国民年金の加入については、はっきり覚えていないが、祖母が手続をして  
くれていたと思う。  
結婚後の国民年金保険料納付については、妻に任せていたため、よく分  
からないが、申立期間の9か月だけが未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和44年4月以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付済みである上、57年4月から58年3月までの期間の保険料は前納しているなど、納付を担っていた申立人の妻は納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は9か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人夫婦の住所及び仕事など生活状況に変化も認められない。

さらに、社会保険事務所の記録をみると、申立期間の保険料納付に係るものとみられる納付書が、昭和62年9月9日付けで発行されており、また、過去においても、未納とされていた国民年金保険料をすべて過年度納付していることが確認できることから、仕事も順調であった申立人の妻が、納付書の交付を受けながら、申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年12月まで  
国民年金の加入手続については、はっきり覚えていないが、母が手続をしてくれたと思う。  
結婚後の国民年金保険料納付については、私が、夫婦二人分の保険料を、取引している銀行での口座振替又は納付書で納付していたと思うので、申立期間の9か月だけが未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和36年4月以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付済みである上、57年4月から58年3月までの期間の保険料は前納しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は9か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人夫婦の住所及び仕事など生活状況に変化も認められない。

さらに、社会保険事務所の記録をみると、申立期間の保険料納付に係るものとみられる納付書が、昭和62年9月9日付けで発行されており、また、過去においても、未納となっていた国民年金保険料をすべて過年度納付していることが確認できることから、仕事も順調であった申立人が、納付書の交付を受けながら、申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月及び平成4年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月  
② 平成4年3月から同年8月まで

同居していた母親が、私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたが、加入当初の申立期間①の保険料が未納とされていることは納得できない。

申立期間②当時は、私が夫婦二人分の保険料を納付書により銀行で納付しており、夫の保険料が一部納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していた母が自身の国民年金加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、母の納付記録をみると、国民年金制度発足時から60歳到達までの期間の保険料を完納しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人に係るA市の被保険者名簿をみると、昭和48年3月27日に国民年金の加入手続がされた後、厚生年金保険への加入に伴い、50年10月1日に資格を喪失されているが、当該喪失手続は51年7月に行われ、これにより厚生年金保険料との重複納付となった50年10月から51年6月までの国民年金保険料がその際に還付されていることが確認できることから、申立人の母は、申立人が厚生年金保険被保険者となった以降も、送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付し続けていたことがうかがわれる。

これらのことから、納付意識の高い申立人の母が、申立人の国民年金加入当初の期間に当たる申立期間①の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考

え難い。

次に、申立人は、結婚後の国民年金保険料については、申立期間②を含み、自身が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てしているところ、夫婦二人分の保険料納付日が確認できる申立期間②直後の平成4年9月から19年2月までの期間についてみると、すべて同一日に納付しており、申立内容と符合する。

また、申立期間②における夫婦二人分の納付状況をみると、平成4年5月の夫の国民年金保険料は、同年12月及び5年1月の保険料とともに、同年2月17日に納付されている一方、申立人の4年12月及び5年1月の保険料も同年2月17日に納付されていることから、常に夫婦二人分の保険料を一緒に同一日に納付していた申立人が、自身の4年5月の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

しかしながら、申立期間②のうち、平成4年3月及び同年4月については、夫は厚生年金保険の被保険者期間となっており、また、同年6月から同年8月までの国民年金保険料については夫も未納となっていることから、この期間の保険料については、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立内容と符合せず、このほか、この期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和48年3月及び平成4年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和49年10月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月8日から同年11月11日まで

私は、昭和43年6月21日にA社に入社し、平成10年8月9日に退職するまで1日の空白も無く勤務していた。

昭和49年10月8日付けでA社C工場から同社B工場に転勤となり、同日付けで同社B工場に在籍したままD社に出向となったが、出向中の同年10月8日から同年11月11日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間において、A社B工場に在籍していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事台帳、雇用保険の記録及び同社の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和49年10月8日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年11月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月16日から42年7月15日まで

A社における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

C共済組合員としてB組織に勤務していたが、昭和37年のA社の開設に当たり、同年6月16日から42年7月15日まで同社に出向していた。同社では共済組合及び厚生年金保険に同時加入しており、給与から両方の保険料を控除されていた。

しかし、A社を退職し、B組織に復帰した際には、厚生年金保険の脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月にA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の約10か月後の43年5月6日に支給決定されていることが確認できる。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままとなっており、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和42年\*月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したことには不自然さが残る。

また、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後17ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（お

おむね2年以内)に脱退手当金を受給した女性は9人と少ないことに加え、申立人と同様にB社からA社に出向し、脱退手当金を受給している同僚は、「A社を結婚退職した際、退職金と互助掛金については受領したが、脱退手当金に関しては説明を受けていないと思う。」と陳述しているところ、当該同僚の脱退手当金の支給記録をみると、被保険者資格を喪失した約1年3か月後に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の「A社に出向中は、共済組合及び厚生年金に同時に加入し、両方の保険料を給与から控除されていた。将来、両方の年金を受給できると思っていた。」との申立内容は信用でき、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）本店における資格取得日に係る記録を昭和20年7月15日 資格の喪失に係る記録を同年9月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月15日から同年9月1日まで

昭和19年10月にA社に就職し、激しい空襲の中を通勤した。社会保険事務所の記録では、20年7月15日まで厚生年金保険に加入とされているが、私の持っている依願解職辞令の日付は同年8月31日である。

昭和20年8月31日までA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び申立人提出の依願解職辞令から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和20年7月7日にA社B支店から同社本店に異動、同年8月31日に同社本店で同社を退職）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年6月の社会保険事務所の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の取得の届出に誤りがあったと認めており、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことか



ら、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月28日から同年3月1日まで及び同年12月16日から49年1月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を48年3月1日に、また、B社における資格喪失日に係る記録を49年1月1日に訂正し、48年2月の標準報酬月額を9万8,000円、同年12月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、昭和48年2月の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立期間のうち、昭和48年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月28日から同年3月1日まで  
② 昭和48年12月16日から49年1月1日まで  
③ 昭和50年9月14日から51年9月14日まで

私は、昭和42年12月4日から51年9月14日まで、A社とB社との間で人事異動はあったものの、退職すること無く継続して勤務していた。この2社は別法人だが、実質的には同一会社であり、そこで経理事務を担当していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社からB社に異動した際の昭和48年2月28日から同年3月1日までの期間及び同社からA社に異動した際の同年12月16日から49年1月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

また、A社で昭和50年9月14日から51年9月14日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無く、1年早く被保険者資格を喪失されているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社及びB社の元事業主の陳述並びにA社の当時の経理担当者の陳述内容から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和48年3月1日にA社からB社に異動、49年1月1日に同

社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①は昭和48年1月の社会保険事務所の記録から9万8,000円、申立期間②は同年11月の社会保険事務所の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は納付したとしているものの、事業主が申立人のA社における資格喪失日を昭和48年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記載するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行っていたものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付していた場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は納付したとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、A社の元事業主は当時の資料等が無いため、申立人の同社での昭和50年9月14日以降の在籍は不明であると陳述している一方、51年2月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚からは、自分が同社に入社した時点では申立人は勤務しておらず、既に退職していたと思うと陳述していることなど、申立人が申立期間③において同社に在籍していたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、同社における当時の経理担当者からは、社会保険庁の記録どおり昭和50年9月14日付けで厚生年金保険被保険者資格の喪失届を行ったように記憶している旨の陳述が得られた。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和50年9月14日から51年9月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和33年4月1日、34年11月21日に訂正し、33年3月及び34年10月の標準報酬月額を、1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月21日から同年4月1日まで  
: ② 昭和34年10月1日から同年11月21日まで

私の厚生年金保険の加入記録は、昭和33年3月及び34年10月が空白となっている。しかし、私は、A社に30年6月13日から平成8年7月20日まで41年1か月間勤務しており、退職すること無く勤務していたことは健康保険資格喪失証明書の記録等で証明できるので、厚生年金保険の加入記録において、空白期間とされている申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るD健康保険組合の健康保険資格喪失証明書、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に申立期間も継続して勤務し（昭和33年4月1日にA社B支社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和33年2月と34年9月の社会保険事務所の記録から、いずれも1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支社における資格取得日に係る記録を昭和36年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月15日から同年4月5日まで

私は、昭和34年2月23日から平成11年1月31日までの期間、A社に継続して勤務し、昭和36年3月15日に同社本社から同社C支社に異動となった。

社会保険庁の記録ではA社C支社における厚生年金保険の資格取得日が昭和36年4月5日となっており、申立期間について未加入とされているので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の辞令及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し（昭和36年3月15日にA社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年4月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日を昭和32年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月30日から同年6月3日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に昭和24年4月1日に入社してから61年10月31日に退職するまで途切れること無く在職していたのに、申立期間が空白期間とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の社員台帳、退職金計算書及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し(昭和32年5月30日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したと回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年10月1日まで

私は、昭和46年4月1日にA社に入社し、同社本社に配属された後、同年10月に同社B支店に転勤となったが、社会保険事務所では、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

A社には、昭和49年3月31日に退社するまで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する社員名簿、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和46年10月1日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年7月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の届出に誤りがあったとして、事業主が昭和46年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和54年10月1日付けでA社から当時のB社（現在は、C社）へ  
出向解除となった。

申立期間については、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された社員台帳、同社総務担当からの回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和54年10月1日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年8月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和44年7月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月4日から45年7月4日まで

私は、昭和44年7月4日にA社に入社したが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の資格取得日が45年7月4日となっている。厚生年金基金の加入員証には44年7月4日加入と記載されており、明らかに社会保険庁の記録に誤りがある。同社には同年7月に入社後、53年5月末に退職するまで継続して勤務していた。入社を証明する資料としては、入社後すぐに行った慰安旅行の写真の撮影日付がある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び厚生年金基金の加入員記録から、申立人、申立期間においてA社に勤務していたことが認められ、その間の保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

また、社会保険庁の被保険者名簿の記録には、申立人のA社における資格取得日は昭和45年7月4日と記載されているが、B厚生年金基金の加入員記録では44年7月4日と記録されている。さらに、同基金及びC健康保険組合は、申立期間当時、厚生年金基金、社会保険事務所及び健康保険組合への資格取得届は、健康保険の届出も含めて複写式の様式を使用していたとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する昭和44年7月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員記録から2万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年2月1日に、同社同工場における資格取得日に係る記録を同年11月27日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を2万円とし、同年11月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月30日から同年2月1日まで  
② 昭和40年11月27日から同年12月1日まで

私は、昭和35年2月19日にA社に入社し、平成14年4月21日に退職するまでの間、継続して同社及びそのグループ会社で勤務した。申立期間についても厚生年金保険料を給与から控除されたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の記録から判断すると、申立人は同社及びそのグループ会社であるC社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年2月1日であり、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所では無い。また、申立人と同様に同年2月1日にA社のグループ会社からC社に出向した同僚3人を抽出調査したところ、いずれも同社が適用事業所となるまでの期間は、出向元のグループ会社において被保険者としての記録がある。

このことから、申立人はC社が適用事業所となるまでの申立期間①については、引き続き出向元であるA社B工場で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

申立期間②については、雇用保険の被保険者資格記録をみると、申立人のC社での資格喪失日は昭和40年11月26日、A社での資格取得日は翌日の同年

11月27日となっている。

このことから、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失手続も、本来これと同様に被保険者資格が継続するよう手続されるべきであったと考えるのが相当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和39年12月の社会保険事務所の記録から2万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、40年12月の社会保険事務所の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和39年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月25日から同年12月25日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和34年11月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違い無いので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和39年11月25日にA社C支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年12月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失を届出しているため納付しているはずであると主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 26 日から 36 年 9 月 10 日まで  
昭和 27 年 5 月 26 日から 36 年 9 月 10 日までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 9 月にA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証を見ると、旧姓で発行されており、再発行の押印も無く、申立人が昭和 36 年 1 月に婚姻していることを踏まえると、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人が当該被保険者証を現在まで保管していたことに加え、申立期間後の2回の厚生年金保険被保険者期間は、すべて当該被保険者証の記号番号で管理されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月18日から同年8月24日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月24日とし、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月4日から同年7月1日まで  
② 昭和37年7月18日から同年8月24日まで

昭和36年4月4日からA社に入社し、37年8月23日まで勤務した。同社で給与から所得税、厚生年金保険料及び雇用保険料等を差し引かれていた記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当時、A社が発行し、申立人が保存していた政府管掌健康保険の資格喪失証明書により、申立人が、昭和37年8月23日まで同社に継続して勤務し、同年8月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和37年6月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の

適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した昭和 36 年 7 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、A社は、昭和 36 年 7 月 1 日以前については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

さらに、A社が適用事業所となる以前から同社で勤務し、昭和 36 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「昭和 36 年 7 月に会社から社会保険に加入するとの説明を受けた。それ以前に厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述している。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に、B社C支店における資格喪失日に係る記録を60年10月1日に訂正し、37年5月の標準報酬月額を1万4,000円とし、60年9月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月21日から同年6月1日まで  
② 昭和60年9月30日から同年10月1日まで

社会保険庁の記録では、A社から昭和37年6月1日に同社D工場へ転勤したが、同年5月21日から同年6月1日までの厚生年金保険加入記録が無く、また、B社C支店から60年10月1日に同社E工場へ転勤したが、同年9月30日から同年10月1日までの厚生年金保険加入記録が無かった。両社ともに継続して勤務していたことは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の供述及び加入記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和37年6月1日に同社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和37年4月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社において、昭和37年5月21日に資格を喪失し、同年6月1日に同社D工場で資格を再取得している同僚が多数みられることから、社会保険事務所の記録ど



おりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の記録及びB社の人事異動証明書から判断すると、申立人が申立期間もB社に継続して勤務し（昭和60年10月1日に同社C支店から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和60年8月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和60年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年9月から63年2月まで  
国民年金保険料は、昭和55年9月の結婚以降、妻が夫婦二人分を納付書で毎月納付してきた。夫婦二人分の保険料を同時に納付してきたのに、私の分の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年9月以降、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年2月19日にA市で払い出されているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の欄に「社保管理確認45.4」の事蹟<sup>じせき</sup>が確認でき、社会保険事務所では、不在被保険者であり、46年3月まで保険料の未納が続いたために、45年4月にさかのぼって処理したものと考えられると説明していることから、申立人は、58年8月にA市で国民年金手帳の再交付を受けるまで、不在被保険者として管理されていたことが考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付してきたとする申立人の妻は、夫婦二人分を一緒に納付していたとするものの、納付に関する記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立期間当時の具体的な納付状況は不明である。

さらに、同払出簿の内容をすべて視認するとともに、複数の氏名別読みによる検索も行ったが、申立人に対し、上記手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から平成元年2月までの期間及び同年3月から2年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年2月から平成元年2月まで  
② 平成元年3月から2年5月まで

平成元年3月に、A市で婚姻届出をしたときに、同行していた妻の父に勧められて国民年金の加入手続も行った。その際、市の職員から、「最長2年さかのぼって保険料を納付できる。納付すれば将来の年金額が増える。」と説明を受けたので、夫婦二人共、2年分の保険料をさかのぼって納付した。納付した金額は、はっきりとは覚えていないが、何10万円と高額だったので、銀行預金から出金して納付した記憶が有る。(申立期間①)

さかのぼって保険料を納付した後は、毎年度初めに1年分の保険料をまとめて前納することが多かったと思う。(申立期間②)

国民年金に加入したときに2年分の保険料をさかのぼって納付し、その後も真面目に保険料を納付しているので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月にA市で国民年金に加入し、申立期間①の保険料は夫婦二人共に昭和62年2月までさかのぼって過年度納付し、申立期間②の保険料は前納等により現年度納付したと申し立てている。

しかし、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、平成4年6月10日にB市で、夫婦連番で払い出されており、加入手続の時期も場所も申立人の記憶とは異なる上、この手帳記号番号では、制度上、時効により、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金加入時に、さかのぼって国民年金保険料を納付したとし、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻は、「保険料をさかのぼってまとめて納付したのは一回だけ。」と陳述しているが、社会保険庁の記録をみると、申立人は、申立期間②直後の平成2年6月から4年3月まで22か月の保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人に対し、ほかの手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

加えて、A市に、申立人の国民年金被保険者記録は無く、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から平成元年2月までの期間及び同年3月から3年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年2月から平成元年2月まで  
② 平成元年3月から3年7月まで

平成元年3月に、A市で婚姻届出をしたときに、同行していた父に勧められて国民年金の加入手続も行った。その際、市の職員から、「最長2年さかのぼって保険料を納付できる。納付すれば将来の年金額が増える。」と説明を受けたので、夫婦二人共、2年分の保険料をさかのぼって納付した。納付した金額は、はっきりとは覚えていないが、何10万円と高額だったので、銀行預金から出金して納付した記憶が有る。(申立期間①)

さかのぼって保険料を納付した後は、毎年度初めに1年分の保険料をまとめて前納することが多かったと思う。(申立期間②)

国民年金に加入したときに2年分の保険料をさかのぼって納付し、その後も真面目に保険料を納付しているので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月にA市で国民年金に加入し、申立期間①の保険料は夫婦二人共に昭和62年2月までさかのぼって過年度納付し、申立期間②の保険料は前納等により現年度納付したと申し立てている。

しかし、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、平成4年6月10日にB市で、夫婦連番で払い出されており、加入手続の時期も場所も申立人の記憶とは異なる上、この手帳記号番号では、制度上、時効により、申立人は、申立期間①の保険料を納付することはできず、申立期間②の保険料についても、その一

部は納付できない。

また、申立人は、国民年金加入時に、さかのぼって国民年金保険料を納付したとし、「保険料をさかのぼってまとめて納付したのは一回だけ。」と陳述しているが、社会保険庁の記録をみると、申立人は、申立期間②直後の平成3年8月から4年3月まで8か月の保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人に対し、ほかの手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

加えて、A市に、申立人の国民年金被保険者記録は無く、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から58年3月まで

私は学生時代の友人から、国民年金への加入を勧められたことを契機に、国民年金に加入し、昭和49年4月から56年9月までの保険料を市役所又は銀行に定期的に納付していた。

昭和56年10月に結婚し、以降の保険料は妻が夫婦二人分を市役所又は銀行で納付していた。

年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」から保険料は納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月ごろに国民年金に加入し、市役所又は銀行で納付し、婚姻後は妻が市役所又は銀行で夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人は申立期間当時外国籍であり、国民年金法が改正され国民年金被保険者の資格要件である国籍要件が撤廃された昭和57年1月までは、制度上、国民年金に加入することができず申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和58年5月17日であることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、手帳払出時点において申立期間のうち、国民年金法改正時の57年1月から同年12月までの期間の保険料については、過年度納付が可能であるが、納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、別の手帳記号番号が払い出された可能性について、昭和46年9月

から 58 年 7 月までの期間についての縦覧点検及び氏名別読検索を実施したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から51年2月まで

二男が生まれた昭和48年6月ごろ、知人に国民年金への加入を勧められ、同年の冬ごろにA市B区役所で加入手続をした。

保険料は、私自身が子供を負んぶして1か月又は2か月の頻度でB区役所に出向き納付書で納付していたが、保険料はいくらだったかは覚えていない。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年の冬ごろに加入手続をし、加入後は1か月又は2か月の頻度で区役所に出向き、保険料を納付書で納付していたのに、未納とされているとして申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入状況をみると、申立人は昭和51年3月10日に任意加入被保険者として資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳、C市の国民年金被保険者台帳などから確認でき、48年の冬ごろに国民年金への加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、任意加入の場合、国民年金の資格取得日は届出日となり、これよりさかのぼって加入することはできず、申立期間は未加入期間となるため、制度上この手帳記号番号により申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は昭和51年3月10日に交付された年金手帳以外の年金手帳を、所持していたことは無いと陳述している。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、旧姓を含む氏名の別読検索及び縦覧検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当

たならなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年3月まで

会社を退職後、実家に戻った際、父の勧めによりA市B支所で国民年金に加入することとした。国民年金への加入手続は父が行ってくれ、保険料も父が毎月納付してくれていた。

昭和49年5月の結婚に伴ってC市に転居し、その後は基本的には自分で納付書により、C市役所のD銀行出張所及び金融機関の窓口で1か月から3か月の単位ごとに保険料を納付していた。ただし第一子が誕生した前後の期間は夫が納付してくれていた時期もあったと記憶している。

申立期間は生活に困窮していた訳では無く、未納であることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月の結婚に伴って国民年金の変更手続をC市役所で行い、以後保険料を期限内納付してきたにもかかわらず未納とされているとして申し立てている。

そこで、申立人の所持する年金手帳をみると、「変更後の氏名」欄及び「変更後の住所」欄が昭和51年6月21日に変更されていることが確認でき、これは結婚又は転居の事実が発生した日では無いことから、この日に申立人がC市において国民年金の変更手続を行ったものと考えられる。この場合、申立期間の保険料は過年度納付することとなるが、申立人は保険料をまとめて納付したことは無いとしている。

また、申立人の特殊台帳をみると、申立人に係る台帳等が、昭和50年4月12日に、職権によりD社会保険事務所からE社会保険事務所に移管されてい

ることが確認できる。この場合、C市が納付書を作成し送付する期間を勘案すると、少なくとも同年3月以前の期間の保険料を期限内納付することはできない上、期限内納付が可能な同年4月から51年3月までの期間<sup>あいまい</sup>についての保険料の納付時期、納付金額など申立人の納付をめぐる記憶は曖昧であり、保険料を納付していたことをうかがわせる事情はみられないほか、申立人が婚姻時の49年5月に自身がC市役所で国民年金の変更手続等を行ったとする陳述とは符合しない。

さらに、第一子が誕生した昭和50年2月の前後の期間について、申立人の夫が申立人の保険料を納付していたこともあると陳述しているところ、保険料の納付場所、保険料額及び納付方法等申立人の夫の保険料納付をめぐる記憶は<sup>あいまい</sup>曖昧である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む氏名の別読検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月

昭和39年7月31日に会社を退社し、それから数か月後にA市役所に出向き、同年7月の国民年金保険料を納付した。

父から未納が1か月でもあると年金支給額が違ってくると言われ、国民年金への加入を勧められたことを記憶している。

A市役所で保険料を納付した際、A市の検認印が押されたレシートをもらった記憶があるので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所において、申立期間の保険料を納付したのに未納とされているとして申し立てている。

まず、申立人の国民年金への加入状況をみると、申立人は、昭和35年12月21日に国民年金の被保険者の資格を取得し、38年3月7日に資格を喪失していることが、申立人の所持する年金手帳、A市の国民年金被保険者台帳及び特殊台帳から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時の保険料の収納方法は、印紙検認方式によっていたことが確認でき、保険料を納付した際にレシートを受領したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、保険料の納付場所がB市C区役所からA市に変遷するなど、保険料の納付場所、納付金額等に係る申立人の納付をめぐる記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、同払出簿の縦覧検索及び氏名の別読検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から43年3月まで

私が20歳のころ、国民年金加入手続について父親から聞いたような気がするが、すべて親任せであったため、加入時期や保険料の納付状況についてはよく分からない。

姉の独身当時の時期のことかもしれないが、集金人が定期的に自宅へ訪れ、手帳にスタンプを押してもらっていたことを記憶している。

父親が、母親の保険料と一緒に同居していた時期の姉や、後に加入手続をする弟の保険料を加入当初の時期から納付しており、私の保険料だけ加入当初に未納があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が、申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、自身の国民年金保険料と一緒に、申立人を含む家族の保険料を集金人に定期的に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入手続の時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年12月13日に払い出されていることが同払出簿から確認できるが、払出日からすると申立期間のうち、41年2月から同年9月までの期間については、時効の到来により制度上保険料を納付することはできず、同年10月から43年3月までの期間については、過年度保険料となるため集金人に納付することはできない。

また、申立人及びその母の保険料の納付日については、昭和44年度から47年度までは同一日に納付されていることが確認できるが、43年度については、母は3か月ごとに現年度納付されているものの、申立人については、昭和44

年4月18日に昭和43年度の保険料を一括納付していることが確認できる。

さらに、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親は既に他界しているため、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読検索及び手帳記号番号払出簿の縦覧確認を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月、同年3月及び同年7月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年2月及び同年3月  
② 昭和40年7月から41年3月まで

A区のB店で働き、当時の店主が手続及び納付をしていていた。

預金通帳や年金手帳等は店主に預けており、その店を辞めるときに初めて年金手帳を受け取った。

当然納付されていると思っていたので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月ごろまで勤めていた店の店主が、40年ごろに申立人の国民年金の加入手続をし、申立人がその店を辞めるまでの間、保険料も納付してくれていたのに未納とされているとして申し立てている。

まず、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の手帳記号番号は昭和40年5月18日に払い出されていることが同払出簿から確認できる上、申立人が所持する年金手帳の印紙検認記録欄の始期は昭和40年度であり、申立期間①に係る39年度の印紙検認記録欄は設けられていないところ、申立人はこれ以前に発行された手帳を所持していたことは無いと陳述している。

また、昭和40年度の印紙検認記録欄を見ると、申立期間②については検認の押印がなされていない。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、これらを担ってくれていたと申立人が陳述する勤務先の店主は、当時の従業員のことはもとより、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶もあいまいである。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から51年12月まで

A市からB市C区に引っ越してきた昭和51年9月ごろ、夫婦共に国民年金の加入手続をした。この時に区役所の職員から、「このままだと二人共に期間が足りないので、さかのぼって納付しないと年金がもらえないが、今ならさかのぼって納付できる。」と言われ、私が夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。

夫婦共に最低でも3年から4年はさかのぼり、金額が多かったので小切手で納付した。

しかし、納付記録をみると、さかのぼって納付したはずの保険料が、夫婦共に未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和51年9月ごろに国民年金に加入し、最低でも3年から4年は夫婦共にさかのぼって特例納付により申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、これまでに実施された特例納付が可能な期間についてみると、昭和51年9月ごろは特例納付が可能な期間では無いため、2年以上さかのぼって保険料を納付することはできないものの、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は53年9月11日に払い出されていることが同払出簿から確認でき、払出日からすると特例納付が可能な期間となる。

しかし、申立人夫婦は区役所職員から、夫婦共に遡<sup>そきゅう</sup>及納付しなければ年金受給権を得ることができない旨言われたとすると、申立人については厚生年金保険加入期間を、妻については夫の同期間の合算対象期間を考慮すれば、

<sup>そきゅう</sup>遡及納付しなくとも年金受給権を得ることができる状況であった。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの保険料について、昭和 54 年度に催告がなされ過年度保険料が納付されたことが確認できるが、申立人夫婦が陳述するとおり、国民年金への加入時に年金受給権の確保を目的として遡及納付した<sup>そきゅう</sup>場合、月額<sup>そきゅう</sup>の安価な過年度保険料(月額 1,400 円及び 2,200 円)を納付せずに、月額が高価な特例納付(月額 4,000 円)をするのは不自然である。

さらに、申立人夫婦は、さかのぼって納付したとする国民年金保険料の納付場所、納付期間及び納付金額の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である。

加えて、申立人夫婦に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、手帳記号番号払出簿の縦覧確認及び氏名別読検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年11月から8年5月まで  
20歳になると国民年金に加入しないといけないものだと思っていたし、支払わないと老後の生活などに困ると思っていたので、平成4年にA市役所で加入手続をした。

当時就職もしていたので、保険料の支払いができないという状況では無かった。

申立期間の保険料は納付していたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入状況をみると、A市国民年金納付記録から平成9年9月2日に加入の届出を行っていることが確認でき、届出日からすると4年11月から7年7月までの期間の保険料は時効の到来により制度上納付することができず、同年8月以降の保険料については過年度納付が可能な期間であるが、申立人に過年度納付書が発行された形跡はうかがえない。

また、申立人は、現在所持する平成8年6月1日に厚生年金保険の資格の取得に伴い発行された年金手帳以外に、年金手帳を所持していた記憶は無いとしている。

さらに、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

加えて、氏名別読検索を実施しても申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私が昭和35年3月に結婚した時、A市でC業務をしていたので、伯母の勧めで国民年金に加入しました。納付については妻に任せていましたが、保険料は1か月150円又は250円ぐらいで2か月から3か月まとめて市役所の窓口で納付し、時々は伯母と一緒に納付したことがあると聞いており、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和36年4月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、その妻が夫婦二人分の保険料を納付してきたにもかかわらず、未納とされているとして申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和41年度にB市において夫婦連番で払い出されていることが申立人の前後の被保険者の保険料の納付状況から推認でき、昭和36年4月にA市で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない上、申立期間の一部の期間については時効の到来により、制度上、既に納付できなかつたと考えられる。

また、申立人の保険料の納付を担っていたその妻は、過年度納付の可能な時期についても、さかのぼって保険料を納付したことは無いと陳述している。

さらに、申立人の妻は、自身が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと陳述しているところ、申立期間について、その妻も未納である上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その妻も保険料の納付方法、納付金額など納付をめぐる記憶は曖昧である。また、申立人に国

民年金への加入を勧めたとするその伯母は、申立人の加入手続に同行したこと、及び保険料納付と一緒に行ったことがあることを記憶してはいるものの、申立人の加入手続や保険料の納付に係る時期、場所及び保険料額に関する記憶は曖昧である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、別読みによる氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年11月まで

私は、平成5年1月ごろから留学したので、その間、共済年金が途切れるため国民年金に加入した。申立期間について、妻も国民年金の加入手続をしており、保険料も納付済みになっている。私の加入手続は、妻の手続の時又は留学から帰った6年1月に諸手続と一緒にしたという記憶がある。

妻の同期間の保険料は納付済みになっており、自分だけが未納の記録とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、留学していた申立期間について、国民年金に加入し保険料を納めていた。また、この期間の妻の保険料は納付済みになっており、私の保険料も納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、第1号被保険者資格の取得日は、当初、平成5年1月1日とされていたものが、6年8月25日の資格取得日の変更手続により、5年12月26日に変更されている。この点について、申立人の所持する年金手帳をみると、社会保険庁の記録と同じく被保険者となった日が同年12月26日と記載されており、申立人が認知していた上での資格取得日の変更手続と考えられ、申立人が留学から帰国した後に、海外居住の申し出によって資格取得日が変更されたものと推認される。この場合、申立期間は国民年金の未加入期間となることから、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人が被保険者資格を得た平成5年12月及び6年1月の保険料は、資格取得日変更後の同年8月31日に過年度納付していることが社会保険庁の収納記録から確認でき、この時点において申立期間の保険料は、納付されてい



なかったとみるのが自然である。

一方、申立人の妻の年金記録をみると、年金手帳の被保険者資格取得日は平成5年1月1日となっており、申立期間の夫婦二人分の納付記録は相違していることが確認できるほか、申立人の妻は、当該申立期間の保険料を現年度納付していたことが確認できる。

さらに、当時の住所地であったA市の記録も申立期間は未加入期間となっているほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年5月までの期間、同年9月から52年5月までの期間、53年1月から57年3月までの期間、60年4月から63年6月までの期間及び同年10月から平成2年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月から49年5月まで  
② 昭和49年9月から52年5月まで  
③ 昭和53年1月から57年3月まで  
④ 昭和60年4月から63年6月まで  
⑤ 昭和63年10月から平成2年9月まで

私は、昭和52年12月にA社を退社したときに国民年金に加入したと思うが記憶は定かでないほか、55年1月に離婚した際、市役所で母子手当の受給手続に行った時に、国民年金の何らかの手続をしたと思うがこちらも記憶が定かでない。

国民年金に加入してからの保険料納付は、どのように納付したかはっきりと覚えていないが継続して納付していた。昭和60年11月に店を開店してからは、店も忙しく、銀行引き落としで保険料を納付していたので、未納はあり得ない。また、申立期間のうち、免除記録となっている期間があるが、私は平成になってから免除申請を行った覚えはあるが、昭和の時に免除申請を行った覚えは無く、保険料を納付していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月に会社を辞めた後、B市役所で国民年金の加入手続を行い、加入後の保険料は継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、B市において申立人の被保険者名簿が昭和57年4月12日に作成されていること、同年4月16日に申立人

の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、社会保険事務所の手帳記号番号払出簿から確認できる。この手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①、②及び③のうち、53年1月から54年12月までの保険料は時効により、制度上保険料を納付することはできないほか、55年1月から56年3月までの期間はさかのぼって過年度納付が可能であるが、申立人が保険料を継続して現年度納付していたとの陳述には符合しない。

また、申立人の手帳が払い出された昭和57年4月の時点で、申立人は35歳を超えており、厚生年金保険被保険者期間を把握していなかった市において、申立人が年金受給権（当時は60歳までに300か月の納付月数等が必要）を得るために少なくとも、昭和56年度の納付勧奨が行われたものと考えられる。しかしながら、市の記録では同年度の収納記録は免除期間となっており、申立人の当時の生活状況を踏まえ、免除手続が行われたものと推認される。

次に、申立期間④及び⑤について、B市の収滞納一覧表の昭和60年4月から平成2年10月までの期間の収納記録をみると、昭和61年度の免除期間を除き、現年度保険料の収納記録は無いほか、市の事務処理画面から申立人が口座振替を開始したのは、平成2年10月からであることが確認でき、申立人が60年ごろからの保険料納付は、金融機関からの口座振替であったとの陳述に符合しない。

また、社会保険事務所の収納日記録から、昭和63年7月から同年9月までの間の保険料を平成2年10月31日に過年度納付していることが確認でき、市において現年度納付が無かった未納期間の催告により、申立人が時効間際の当該期間のみを過年度納付したものと考えられる。

さらに、別の記号番号による納付の可能性について、旧姓を含め各種氏名検索を行ったほか、社会保険事務所の国民年金記号番号払出簿の内容を確認したがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から50年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和38年4月から50年1月まで

国民年金制度が開始したころ、C業務に従事していたが、わずか400から500円の給料の中から毎月100円を年金に支払ったことを覚えている。ある時、集金人の女性が「いつ来てもおらへんね。」と言って怒ったので、気の毒に思い、国民年金をやめることにしたが、集金人になかなか会えないので区役所で納付したこともあり、A区に住んでいたころはずっと納付していたと思う。

B区に引っ越してからは、母が納付してくれていたと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金制度が始まった昭和36年より国民年金に加入し、その後、継続して申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人がA区在住時の昭和36年6月27日に国民年金手帳記号番号が払い出されていること、その後、B区に転居した後の44年4月14日に新たに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同手帳記号番号払出簿より確認でき、申立期間①及び②は現年度納付が可能であることが分かる。

ところで、申立人の年金記録では昭和37年度の保険料は納付済みとなっているが、この保険料は昭和44年4月に払い出された手帳記号番号では制度上納付できず、36年4月に払い出された旧記号番号で納付したものと推認でき

る。したがって、昭和 37 年度の保険料納付後、旧記号番号の存在に気づかないまま昭和 44 年 4 月に現在の手帳記号番号が払い出された後、旧記号番号の存在が判明し、現在の手帳記号番号に記録をすべて統合し、旧記号番号を取り消したと推測できることから、同年 3 月以前の保険料は、昭和 37 年度を除いて旧記号番号でも納付されておらず、その記録が現在の手帳記号番号に統合されたものとするのが自然である。

また、社会保険事務所の記録をみると、昭和 44 年 4 月に払い出された申立人の現在の手帳記号番号の払出簿に「不在」、特殊台帳に「不在確認」と記入されていることが確認できる。この表示は、当時の保険料徴収事務を行っていた市区町村において、被保険者の所在が不明等で保険料徴収ができない場合に、市区町村から不在報告を受け記載していたことから、少なくとも申立人が保険料を継続的に納付していたと考えることは困難である。

さらに、申立人は、B 区に転居してからの年金手続及び保険料納付は、すべて故人である母に任せていたと陳述している。このため、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、当時の納付状況などを明らかにする陳述を得ることができなかったほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号により納付された可能性について、別の読み方を含め氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年3月まで

昭和51年ごろ、私が国民年金手帳を持っていなかったため、夫がA市に手続に行ってくれた。その際、保険料を3年から5年間ぐらいさかのぼって納付してくれた。加入手続直後に納付したのかしばらく経ってから納付したのかは、はっきりとは覚えていないが、52年8月にB市に引っ越してから納付したのでは無く、それ以前のA市在住の時期に納付している。当時の領収証などの資料は廃棄してしまったし、さかのぼって納付した保険料の金額も覚えていないが、さかのぼって納付することで、先に国民年金に加入していた夫と同等かそれ以上にさかのぼって加入できたように記憶している。申立期間を納付済期間であると認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和51年ごろ国民年金に加入し、その際、過去の保険料を3年から5年間ぐらいさかのぼって納付したと申し立てている。

国民年金保険料は制度上、2年以上さかのぼって保険料を納付する方法としては、特例納付のほかは無いことから、申立人が特例納付したかどうかは問題となる。申立人の国民年金記録をみると、申立人は昭和52年4月1日に国民年金手帳記号番号を払い出されていることが同手帳記号番号払出簿より確認できる。申立人は手帳記号番号の払出しを受けた後、B市に転居する同年8月までに保険料をさかのぼって納付したと陳述しているが、この時期は特例納付実施期間では無く、3年から5年間の保険料をさかのぼって納付することは制度上不可能である。

一方、申立期間のうち、昭和50年1月以降の保険料については過年度納付

が可能であるが、申立人の保険料をさかのぼって納付したとする申立人の夫は、「納付場所について加入手続をしたのと同じ場所だったように思う。」と陳述しているところ、当時、加入手続は市役所の国民年金担当課が担当していたが、市役所で過年度納付はできないことから、申立内容と符合しない。

また、申立人の昭和 51 年度の保険料が現年度納付されていることが特殊台帳より確認できるが、手帳記号番号の払出日が昭和 52 年 4 月 1 日であることから、払出時点もしくは払出直後に 1 年分一括して納付されたものと推測され、申立人とその夫が記憶しているのはこの間の保険料納付であると考えるのが自然である。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、当時の居住地を管轄する社会保険事務所の、昭和 46 年 4 月から 51 年 3 月までの手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私の国民年金への加入手続は、昭和36年の国民年金制度発足当時に、私の父親が、私の妻の分と併せてしてくれたと思う。

国民年金保険料は、昭和36年4月から、私又は妻が、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付して国民年金手帳に押印をしてもらっていた。

申立期間の保険料も、夫婦二人分を一緒に納付していたのに、妻は納付済みになっていて、私だけが未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から、申立人又はその妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年7月に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号を使用して36年4月から保険料を現年度納付することはできない上、申立人が所持するこの手帳記号番号の国民年金手帳の検認欄には申立期間のうち、41年4月から42年3月まで、保険料納付済みの記録である検認印は押されていない。

また、申立人夫婦に対しては、昭和42年3月にも、夫婦連番で別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立人が所持するこの手帳記号番号に係る2冊目の国民年金手帳の検認欄においても、申立期間のうち、41年4月から42年3月まで、保険料納付済みの記録である検認印は押されていない(社会保険庁の記録において納付済みと記録されている昭和42年4月から48年3



月までの期間については、検認印が押されている。)

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに、申立人の妻だけが納付済みとされているのは納付できないとしているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳において、申立人の妻が申立期間を含む昭和36年4月から47年12月までの国民年金保険料を、50年12月に特例納付によりさかのぼって納付していることが確認でき、申立期間当時は、申立人の妻も、申立期間の保険料は未納であった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から41年3月までの期間及び43年2月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から41年3月まで  
② 昭和43年2月から48年3月まで

私の母が、私の国民年金への最初の加入手続と、結婚するまでの間の国民年金保険料の納付をしてきていたと思う。

結婚後の昭和46年に、妻から国民年金について聞かれて保険料を納付していないことに気が付き、同年5月ごろに妻と二人でA市役所に行き、夫婦二人分の加入手続を行った。その時に市役所の窓口で交付された国民年金手帳は、今も持っており、その後の夫婦二人分の保険料は、妻が納付している。

市役所で加入したところか、しばらくしたところかは覚えていないが、加入手続前の保険料の未納についてはがきがきたような気がする。妻から未納の保険料は納めないといけなかったと言われていたので、市役所に出向いて窓口で納付書をもらい、預金を引き出して、銀行又は市役所内の金融機関で未納期間の保険料をすべてさかのぼって納付した。その時の領収書は無くしたので、納付した月数もよく覚えていないが、保険料は7万円から8万円ぐらいを納付したと思う。

以上のとおり、未納期間の保険料はすべて納付しているので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への最初の加入手続は母が行い、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたと思うとし、また、自身では、結婚後の昭和46年5月ごろにA市役所で国民年金に加入した後、加入前の未納分について、

時期の覚えは無いが、当該未納分の納付書を市役所窓口でもらい、7万円から8万円の保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年8月に払い出されており、この手帳記号番号を使用して、申立期間①及び②の保険料は現年度納付できない上、制度上、時効により、申立期間①の全部及び申立期間②の一部の保険料は過年度納付することもできない。

また、申立人に当該手帳記号番号が払い出された昭和48年8月ごろは、特例納付の実施期間では無い上、社会保険事務所の特例台帳及びA市の取得及び喪失記録をみても、申立期間①及び②の保険料は未納と記録され、特例納付をうかがわせる事蹟<sup>じせき</sup>は見当たらない。

さらに、申立人が、第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）に、申立期間①及び②の合計79か月の保険料を納付した場合の保険料額は約7万円であり、申立人の陳述と符合する。しかし、申立人には、昭和37年1月から38年12月まで及び41年4月から43年1月までの期間の厚生年金保険の加入記録があるところ、この加入記録は平成14年11月に申立人の記録として社会保険事務所において統合されたものであることが確認でき、また、第2回特例納付実施期間当時には、これら厚生年金保険加入期間は、社会保険事務所及び市では国民年金の未納期間として把握されている。このため、第2回特例納付実施期間当時の申立人の国民年金保険料の未納期間は、申立期間①及び②に上記厚生年金保険加入期間を加えた期間であったことから、特例納付保険料額は申立人が納付したと陳述する金額よりも多く、大きく乖離<sup>かいり</sup>する。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の確認及び複数の別読み氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年5月まで

私は、昭和44年3月ごろ、集金人の勧めにより国民年金に加入した。

国民年金に加入後は、同じ集金人が、毎月自宅に国民年金保険料の集金に来たので、A市に転居した昭和51年5月まで月額450円ぐらいを欠かさず納付して、その時、手帳のようなものに、丸いゴム印を押してもらっていた。

申立期間の保険料は納付しているはずなので、納付済みであることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月ごろに国民年金に加入し、同年4月から50年5月までの国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人は、昭和36年4月1日にB市において国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、この手帳記号番号に基づき同年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付しているが、その後、38年9月に資格を喪失していることが確認できる。また、申立人は、50年6月4日に、再び、同じB市において任意加入被保険者の資格を取得し、新たな手帳記号番号（現在所持する手帳記号番号）の払出しを受けていることから、申立期間において、国民年金に未加入であったと推認され、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、複数の氏名別読みによる検索及び申立期間における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対してほかの手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当らなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年3月までの期間及び8年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月から5年3月まで  
② 平成8年9月から同年12月まで

私は、会社を退職した平成4年8月ごろ、母から勧められて国民年金に加入したと思うが、手続の詳細についてははっきりと覚えていない。

国民年金保険料は、私が納付書により、郵便局又は市役所の窓口で納付した。

申立期間の保険料は納付しているはずなので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年8月ごろに国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る年金記録をみると、社会保険庁の記録に平成15年9月ごろに、国民年金の新規加入の勧奨を行っていることが確認され、また、市の国民年金被保険者記録には、「新規取得」、「適用もれ」及び「受付日 平15.11.19」との記載がある。これについてA市では、同年11月19日に国民年金資格の新規取得の届出を受け付け、4年8月以降の申立人の国民年金の資格取得日及び喪失日をさかのぼって入力したとしている。

従って、申立人は、申立期間①及び②当時は国民年金に未加入であったと推認されることから、申立人が国民年金被保険者資格を取得した平成15年11月時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、申立期間①及び②は、いずれも基礎年金制度が導入される前の期間であり、国民年金保険料を納付するためには、国民年金に加入して手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、複数の氏名別読み検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から50年9月まで

私は、昭和40年8月ごろ、父母のいずれかが私の国民年金加入手続をしてくれたと思う。

私は、父から国民年金に加入しておいた方が良いと言われたのを覚えており、私の国民年金保険料についても、父母のいずれかが納付してくれていると思うので、申立期間について、納付済みに記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父母のいずれかが申立人の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に妻と連番で払い出され、同年10月からの保険料が夫婦二人共に納付されていることが確認できる。

また、この手帳記号番号を使用して申立期間のうち、ほとんどの期間の保険料は現年度納付できず、一部の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、複数の氏名別読み検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとされる父母は既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等の詳細は不明であり、申立人の父母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見



当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年5月生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月から53年3月まで

私は、昭和51年7月に会社を退職した後、当時居住していたA市又は同年9月に転居したB市C区で国民年金の加入手続をしたと思うが、明確な時期及び場所は覚えていない。

国民年金保険料についても、納付方法、納付場所及び保険料額は覚えていないが、私が自身で納付していたことは間違いないので、申立期間についても未納のはずは無く記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、昭和51年ごろにA市又はB市C区で国民年金への加入手続を行い、同年8月からの国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年8月に、B市D区で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料を現年度納付することはできず、一部期間の保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立人の戸籍附票には、申立期間前後にB市C区へ住所変更手続がされた事蹟<sup>じせき</sup>は無い。

さらに、複数の氏名別読み検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶があいまいであり、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保

険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から63年3月まで

私は、昭和59年に、アルバイトで生計を立てながらA区及びB区で一人暮らしをしていた。その後、時期は覚えていないが、将来のことを考え、自分でA区役所又は出張所に行き国民年金の加入手続を行った。

保険料は、1年ごとに送付されてくる納付書で、毎月、A区役所又は出張所若しくは金融機関等で納付していたと思う。

当時のことはあまり覚えていないが、自分で国民年金の加入手続をしておきながら、保険料を納付しないということはある得ない。

申立期間前後の保険料は納付済みとなっているのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年にA区に転居後、時期は不明であるが、A区役所又はその出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、送付されてくる納付書により、毎月、区役所又は金融機関で納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年3月23日に払い出されていて、この手帳記号番号では申立期間の一部の保険料は現年度納付できずさかのぼって過年度納付する必要があるが、申立人はさかのぼって保険料を納付したことは無いとしている。

また、社会保険庁の記録から、申立期間前の昭和61年1月から同年3月までの保険料は63年4月1日に、61年4月から同年6月までの保険料は、63年5月31日に、それぞれ過年度納付が可能な最終月に納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間直前の昭和61年7月及び同年8月の保険料は、63年6月

及び同年7月として納付された保険料が同年9月29日付けで充当されていることから、申立期間の前の納付済みと記録されている61年1月から同年8月までの保険料は、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された63年3月まで未納であったと推認される。

加えて、複数の氏名別読み検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から61年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から61年3月まで

私は、知人に勧められて、昭和56年8月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、市の職員に付加保険料の納付を勧められたので、併せて付加保険料についても納付することとした。

国民年金の保険料は、最初の方は加入手続時に市の窓口で納付したが、次回分より夫の銀行口座からの自動引落しで納付していたため、保険料の金額は覚えていないが、任意加入してから昭和61年4月に第3号被保険者となるまでの期間については、付加保険料を納めていたはずである。

申立期間の記録が、付加保険料について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年8月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続と同時に付加年金にも加入し、定額保険料と併せて付加保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人の所持する年金手帳には、申立期間において付加年金に加入していた旨の記載は無く、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間に申立人が付加年金に加入していたことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、A市の昭和56年度収滞納一覧表をみても、保険料は、昭和56年8月から57年3月まで納付済みであるが、その金額として記載された3万6,000円は、当時の定額保険料4,500円の8か月分に相当する。同様に、昭和57年度から60年度までの収滞納一覧表をみても、申立人の保険料は完納されているものの、その納付額は各年度の定額保険料と同額であり、申立人が、申立期間に付加年金の保険料を納付していたことは確認できない。

さらに、申立人が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年3月まで

私は、昭和44年から、A市に住む父に年間20万円の仕送りを始めた。

時期は定かでないが、父から、仕送りのお金で国民年金に加入し、私の国民年金保険料を納付していると聞いた記憶があり、当時、父が私の国民年金加入手続きを行い、申立期間の保険料を集金人に納付してくれていたと思う。

昭和51年9月に結婚するまで、国民年金の加入や保険料の納付についてはすべて父に任せていたため詳細は分からないが、申立期間について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が、申立人に係る国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿の記録から、昭和48年5月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して、申立期間の国民年金保険料は現年度納付できない上、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、複数の氏名別読みによる検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする父母は既に死亡していることから、申立人の国民年金加入状況、保険料の納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人の父母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料が納付されていた



ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年12月までの期間、52年1月から56年3月までの期間及び63年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年9月から50年12月まで  
② 昭和52年1月から56年3月まで  
③ 昭和63年4月から平成3年3月まで

私は、昭和49年8月末で会社を退職後、国民年金に加入し、区役所の窓口又は郵便局で自分が持参した納付書により保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、納付書により国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、国民年金加入期間400か月（平成21年3月末現在）のうち、保険料納付期間は、昭和51年1月から同年12月までの12か月のみであり、全額申請免除期間が265か月、ほかは申立期間を含め未納期間になっていることが確認できるとともに、申立人の妻の婚姻中の記録（申立期間③を含む。）をみても、保険料の納付期間は確認されず、申立人及びその妻が、保険料納付について積極的であったとは推察し難い。

また、申立人の特殊台帳をみると、昭和50年度から59年度までの照合欄には、毎年照合印が押されているのが確認できるとともに、申立期間①及び②の未納と、年度途中である昭和51年1月から、同じく年度途中の同年12月までの現年度納付の記録も確認され、これらの記録に不自然な点は見当たらず、区と社会保険事務所の記録が毎年適切に照合されていたことがうかがえる。

さらに、申立期間は延べ115か月に及び、これほど長きにわたり行政側が事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別

の氏名読みによる検索を行ったほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、同記号番号払出簿の内容を確認したが、その形跡は確認されなかった。

そのほか、申立人は、加入手続、納付金額及び納付方法など保険料納付に係る記憶は定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から39年8月までの期間、56年1月から57年3までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から39年8月まで  
② 昭和56年1月から57年3月まで  
③ 昭和58年4月から59年3月まで

昭和37年8月ごろ、母親が市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。その後、納付方法は分からないが、母親は私が昭和43年11月まで、保険料を支払ってくれていたはずである。年金記録を確認したところ、この期間が未納期間と分かったが、結婚する時に母親からは、「全部支払っている。」と聞いていたので、未納期間であることに納得できない。(申立期間①)

申立期間当時は生活が大変であったため、昭和56年1月から夫婦二人分の保険料を免除してもらっていた。しかし、平成2年ごろ、社会保険事務所から未納期間を納付できる勧奨のはがきが届いたので、そのはがきを持って社会保険事務所に夫婦二人分の追納の申込みをし、社会保険事務所で納付した。1年分が終わると次の年の納付書を作成してもらった。社会保険事務所の職員からは「全部終わりました。」と言われたので、追納期間はすべて納付しているはずである。しかし、年金記録を確認したところ、追納されていないことが分かったので、免除のままであることに納得できない。(申立期間②③)

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和38年12月に払い出されていることが同払出簿の記録から確認でき、37年8月ごろ申立人の母親が加入手続を行ったとする陳述とは符合しない。

また、申立期間は、3か年度25か月に及び、行政がこれほど継続して事務処理を誤るとは考え難い。

さらに、申立人は、加入手続時期を含め、昭和 39 年 8 月まで 7 年間にわたり、A 市 B 区の D 店において住み込みで働いた後、住民票のある C 市に戻ったと陳述している。一方、申立人の納付記録は、この帰省直後の同年 9 月から確認できる点を踏まえると、母親は、申立人が A 市から戻ったことを契機に納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別の氏名読みによる検索を行うとともに、申立期間当時の住所地 (B 区及び C 市) を管轄する社会保険事務所において、同記号番号払出簿の縦覧調査を行ったがその形跡は確認されなかったほか、この期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

次に、追納を行ったとする申立期間②及び③についてみると、申立人は、それぞれ直後 1 年分について、時効成立間際の平成 4 年及び同 6 年に追納申出を行い、納期限間際に納付していることが社会保険庁の電算記録から確認できるのに対し、これら申立期間について、追納申出がなされた形跡はみられない。

また、平成 4 年及び同 6 年の追納時点においては、それぞれ申立期間②及び③は時効により、追納できない期間になっている。

さらに、一緒に追納したとする申立人の夫も、申立人と同様、これら申立期間は免除の記録であり、追納申出がなされた形跡はみられない。

加えて、行政側が申立期間②及び③についてのみ、夫婦二人分そろって事務処理を誤るとは考え難い。

これらの点を踏まえると、それぞれ申立期間直後 1 年分については追納がなされたものの、これら申立期間については、時効により追納できなかったと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年3月まで

昭和35年10月ごろに父が私の国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を支払ってくれた。46年ごろまでは市の集金人に、その後は銀行で国民健康保険料と一緒に継続して納めたと思う。

金額は覚えていないが、金銭面でもきっちりとした性格の父が、跡取り息子である私のために納めてくれたのは間違いなく、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を父親に継続して納めてもらったと申し立てている。

そこで、申立人が所持する国民年金手帳をみると、国民年金印紙検認記録欄の昭和40年度から43年度までの期間については、一部を除き国民年金保険料を納付したことを示す検認印が認められるものの、44年度から47年度までの申立期間については検認印が認められず、申立人の父親に申立期間の保険料を継続して納付してもらったとの申立てには符合しない。

また、申立人は、昭和36年4月に実家の「A市のB住所地」で国民年金手帳の交付を受けた後、44年6月に同市内の「C住所地」に転居、その後は48年1月から現住地の「D住所地」に居住している。

一方、申立人の国民年金に係る住所変更の記録をみると、社会保険庁の特殊台帳及び市の被保険者台帳いずれにおいても、「B住所地」から現住地の「D住所地」に住所変更がなされたものとして管理されていることが確認できるとともに、申立期間は、ほぼ「C住所地」に居住していた時期と符合している。これらの点を踏まえると、申立人が「C住所地」へ転居した際に、行政側が申立人の所在を把握できない状況に陥ったものと推定できる。

この点については、社会保険庁の特殊台帳及び市の被保険者台帳いずれにおいても、申立人について、いったんは所在不明として管理されていたことが確認できるほか、特殊台帳には昭和 50 年 6 月になって所在が判明した記載が認められる状況と符合している。

さらに、申立人の納付記録をみると、申立期間直後の昭和 48 年度及び 49 年度について、昭和 50 年 5 月 15 日に過年度納付し、昭和 50 年度から現年度納付を再開していることが市の被保険者台帳から確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人の転居に伴い行政側が申立人の所在を確認できず、申立期間については保険料納付はなされず、所在が判明した昭和 50 年から申立人は申立期間直後の過年度納付を含め納付を再開したと考えるのが相当である。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別の氏名読みによる検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年3月まで

昭和40年3月ごろに、兄が私を含めた家族の国民年金加入手続をし、私の申立期間の保険料を兄と母の分と一緒に55年6月ごろに郵便局で特例納付してくれたと聞いている。

兄は自分の保険料の領収書をきちんと残しているのに対し、私は兄から受け取った領収書を紛失してしまい、金額も覚えていないが、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその兄は、母親を含めた3人の加入当初の未納保険料について、昭和55年6月に兄が3人分一緒に郵便局で特例納付（附則4条）したと申し立てている。

そこで、特例納付の記録が確認できる申立人の兄及びその母親の特例納付日を見ると、母親については特例納付の開始月である昭和53年7月5日に、兄については納期限間際の55年6月23日に、それぞれ19万2,000円ずつ納付されていることが市の被保険者名簿及び兄の領収証書から確認でき、3人分一緒に納付したとする申立人及びその兄の陳述とは符合しない。

また、特例納付当時、申立人はA市に、その兄及び母親はB市に居住しており、両市を管轄する社会保険事務所が相違していた。一方、申立人は、受給権確保のために特例納付する必要性が無かったことから、申立人が申立期間に係る特例納付の納付書を手に入れるには、当時、特例納付に係る個別相談に応じていたA市にその意思を伝える必要があったと考えられるが、申立人及び保険料を納付したとするその兄は、どちらも同市に相談は行っていないとしており、納付書入手をめぐる記憶は定かではない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによ



る氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は保険料納付に直接関与していないほか、申立期間の特例納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月から38年7月まで

昭和36年の春ごろ、A市B区役所からはがきで国民年金の加入案内があり、二人共若かったので悩んでいたが、同年の秋に国民年金は強制ですと役所からはがきで知らせがあったので、妻が同区役所で夫婦二人分の加入届を提出し夫婦二人分の保険料を納付した。次回からは定期的に自宅に集金人が来て、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。38年に同区内で転居した時も同じ集金人が来ていた。

時期ははっきりしないが、家主の都合でA市C区へ転居した時は、区役所に転入届を提出すれば、年金関係の届出も自動的に行われるものと思っていたので、同区に住んでいた時には保険料を納付していない。

昭和42年にA市D区役所に転入届を提出した時に、国民年金も自分で手続を行わなくてはいけないことを初めて知り、妻が年金課で手続し夫婦二人分の保険料を納付した。その際、区役所の窓口で、B区に住んでいた時に保険料を納付していたことを言うと、職員がB区役所に問い合わせられて、「B区での記録がありました。」と年金手帳の記載を訂正してくれたのを覚えている。

A市B区に住んでいた期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年の秋ごろに、申立人の妻が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、A市B区に在住中は、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期等をみると、昭和41年9月にA市C区において、国民年金の未加入者に対して、直接国民年金

手帳を送付する職権適用により払い出されていることが、手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の妻が、C区役所では年金関係の届出を行った記憶が無いと陳述している内容と符合する上、申立人が所持する夫婦の国民年金手帳に記載する発行日の時期ともおおむね一致している。この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できなかったものと考えられ、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の妻も申立期間は未納となっている。

また、申立人の妻が、申立てどおり、A市B区に在住中に、集金人に対して保険料を納付するためには、同区において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人の妻も現在所持している国民年金手帳以外に別の年金手帳が存在していたかどうかについて記憶は定かでないとして陳述している。

さらに、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人の妻が、A市D区へ転入した際、同区役所の職員が、B区役所へ問い合わせし、年金手帳の記載を訂正してくれたとしているが、申立人の妻の国民年金手帳をみると、資格取得日が申立人と同じ昭和36年11月16日に訂正されていることから、当該職員がB区役所へ問い合わせた内容は、納付記録では無く、資格取得日であったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から38年7月まで

昭和36年の春ごろ、A市B区役所からはがきで国民年金の加入案内があり、二人共若かったので悩んでいたが、36年の秋に国民年金は強制ですと役所からはがきで知らせがあったので、私が同区役所で夫婦二人分の加入届を提出し夫婦二人分の保険料を納付した。次回からは定期的に自宅に集金人が来て、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。38年に同区内で転居した時も同じ集金人が来ていた。

時期ははっきりしないが、家主の都合でA市C区へ転居した時は、区役所に転入届を提出すれば、年金関係の届出も自動的に行われるものと思っていたので、同区に住んでいた時には保険料を納付していない。

昭和42年にA市D区役所に転入届を提出した時に、国民年金も自分で手続を行わなくてはいけないことを初めて知り、私が年金課で手続し保険料を納付した。その際、区役所の窓口で、B区に住んでいた時に保険料を納付していたことを言うと、職員がB区役所に問い合わせさせてくれて、「B区での記録がありました。」と年金手帳の記載を訂正してくれたのを覚えている。

A市B区に住んでいた期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年の秋ごろに、申立人が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、A市B区に在住中は、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期等をみると、昭和41年9月にA市C区において、国民年金の未加入者に対して、直接国民年金手帳を送付する職権適用により払い出されていることが、手帳記号番号払出簿

により確認できることから、申立人が、C区役所では年金関係の届出を行った記憶が無いと陳述している内容と符合する上、申立人が所持する夫婦二人分の国民年金手帳に記載する発行日の時期ともおおむね一致している。この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できなかったものと考えられ、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の夫も申立期間は未納となっている。

また、申立人が、申立てどおり、A市B区に在住中に、集金人に対して保険料を納付するためには、同区において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人も現在所持している国民年金手帳以外に別の年金手帳が存在していたかどうかについて記憶は定かでないとして陳述している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人が、A市D区へ転入した際、同区役所の職員が、B区役所へ問い合わせし、年金手帳の記載を訂正してくれたとしているが、申立人の国民年金手帳を見ると、資格取得日が申立人の夫と同じ昭和36年11月16日に訂正されていることから、当該職員がB区役所へ問い合わせた内容は、納付記録では無く、資格取得日であったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年4月から国民年金制度が始まることを回覧板で知り、近所に住んでいた親及び姉などから勧められたこともあり、必ず国民年金に加入しなければならないと思っていた。仕事で忙しい夫と、出産後間も無い私に代わって、父が区役所に行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、私が夫婦二人分を一緒に集金人に支払っていた。未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたと申し立てているが、一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間は未納となっている。

また、申立人夫婦は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっているため、当時の具体的な状況は不明である上、申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金手帳を申立人の父親から受け取った時期及び自身が保険料の納付を開始した具体的な時期については、よく覚えていないと陳述している。

さらに、申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金手帳をことあるごとにみていたとし、国民年金手帳の検認欄はすべて押印済みであったと陳述しているが、当該年金手帳は既に廃棄したとしているほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年4月から国民年金制度が始まることを回覧板で知り、近所に住んでいた夫の親及び姉などから勧められたこともあり、必ず国民年金に加入しなければならないと思っていた。仕事で忙しい夫と、出産後間も無い私に代わって、夫の父が区役所に行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、私が夫婦二人分を一緒に集金人に支払っていた。未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に対して納付していたと申し立てているが、一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間は未納となっている。

また、申立人夫婦は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする夫の父親は既に亡くなっているため、当時の具体的な状況は不明である上、申立人は、夫婦の国民年金手帳を夫の父親から受け取った時期及び申立人自身が保険料の納付を開始した具体的な時期については、よく覚えていないと陳述している。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金手帳をことあるごとにみていたとし、国民年金手帳の検認欄はすべて押印済みであったと陳述しているが、当該年金手帳は既に廃棄したとしているほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から53年3月まで

私は、昭和42年3月に会社を退職する際、同社の社員から国民健康保険に加入するよう教えられたので、区役所で国民健康保険の手続きを行い、同時に国民年金にも加入したと思う。国民年金保険料は、私が納付書により銀行で納付してきた。生活は苦しかったが、分割しながらも、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月に会社を退職後に国民年金の加入手続きを行い、申立人が夫婦二人分の保険料を納付書により銀行で納付してきたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年8月に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、このころ夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続きが行われたものと推定できる。この時点において、申立期間のうち、51年12月以前の保険料は、制度上、納付することができない上、A市における国民年金保険料の徴収方法は、48年3月まで年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったことから、申立期間のうち、同年3月以前の保険料については、納付書によって納付することができなかったものと考えられる。

一方、申立人が一緒に夫婦二人分を納付していたとする夫婦の納付記録をみると、申立人は、申立期間直後の昭和53年4月から54年3月までの12か月の保険料のみを過年度納付しているが、妻については、納付時点において、制度上、納付が可能であった52年1月から54年3月までの27か月の保険料を3回に分割して過年度納付していることに加え、国民年金制度が発足した36年4月から39年12月までの45か月の保険料を同様に2回に分割して特例納付していることが確認できる。



そこで、国民年金被保険者期間が満了する夫婦の60歳時点における納付月数を比較すると、妻は、311か月であり、上記の過年度納付及び特例納付を行わなければ年金受給資格期間である300か月を確保できない状況であったが、申立人については、昭和42年2月以前の厚生年金保険の加入期間を含めて397か月であることから、妻とは異なり、当時において年金受給資格期間を確保するのに十分な納付状況であったことが分かる。

また、生活が苦しく、保険料を分割して納付していたとする当時の申立人の経済状況等を踏まえると、申立人が妻と同一期間の保険料を過年度納付していたものとみるのは困難であると考えられる上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、それが払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年6月までの期間及び昭和55年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から51年6月まで  
② 昭和55年4月から61年3月まで

国民年金に加入した時期ははっきり覚えていないが、多分A市に住んでいた独身当時に、市役所から来られた人に勧められて加入したと思う。

結婚後の昭和46年ごろに、夫が就職した会社から新たに夫婦それぞれの氏名の書かれたオレンジ色の表紙の年金手帳を2冊もらってきた。

申立期間①の保険料は、私がいつも1年分ぐらいをまとめて郵便局で支払い、領収書をもらった。領収書は国民年金手帳に貼っていたが、平成16年ごろに当時住んでいたB区役所で年金のことを相談した際にはぎ取られ、その際、オレンジ色の手帳も回収されてしまった。

申立期間②の保険料は、銀行の口座から自動引落しされており、最後のころの保険料は1万3,300円だったと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、独身当時に、A市で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付し始め、結婚後の昭和46年ごろに、夫が会社から新たに交付されたオレンジ色の表紙の手帳を用いて、郵便局で申立期間①の国民年金保険料を支払い、また、申立期間②の保険料については、銀行口座からの口座振替により納付していたとしている。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、郵便局で国民年金保険料を現金で納付し、領収書を発行してもらったとしているが、昭和47年度までの保険料収納方式は印紙検認方式であり、それ以降は納付書方式であることから、

陳述内容が当時の制度等と符合しない。

また、上記期間のうち、国民年金任意未加入期間の前後である昭和 46 年 4 月、51 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、夫も未納となっている。

さらに、申立人及び夫の年金加入記録をみると、夫婦共に、昭和 46 年 5 月 1 日に国民年金強制加入被保険者資格の喪失、51 年 5 月 17 日に再び強制加入被保険者資格の取得との種別変更の進達が同年 7 月に行われていることが確認できるところ、社会保険事務所では、市町村からの進達は手続から 2 か月ぐらい遅れることが通例であるとしていることから、夫の会社退職に伴い、同年 5 月ごろに、これら夫婦の種別変更手続が適切に行われたものと考えられ、記録に不自然な点は無い。

次に、申立期間②について、申立人は、夫が再就職し、自身が国民年金第 3 号被保険者となる昭和 61 年 4 月の前月まで、口座振替により国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間のうち、55 年 4 月から 59 年 5 月までの期間は、夫と共に申請免除期間とされており、また、同年 6 月から 61 年 3 月までの期間は、夫の厚生年金保険被保険者資格の再取得に伴い、再び国民年金任意未加入期間となっていることから、制度上納付することはできない。

また、申立人は、申立期間終期のころの国民年金保険料月額が 1 万 3,300 円だったとしているが、昭和 61 年 3 月時点の保険料月額は 6,740 円であり、申し立てている金額と符合しない。

このほか、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から39年3月まで

昭和36年5月ごろに、父が区役所で国民年金の加入手続をしてくれたと思うが、具体的な時期についてはよく覚えていない。

加入手続後に国民年金手帳の交付を受けたことも覚えていないが、申立期間当時の保険料は、母が、兄の分と一緒に自宅に来る区役所の女性集金人に納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年5月ごろに、父が国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料については、母が自宅に来る区役所の女性集金人に納付してくれていたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年5月19日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、36年5月から同年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、また、37年1月から39年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の母は既に他界しているため、保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和37年12月に離婚したため、国民健康保険証が必要になりA区役所で国民健康保険に加入した際、国民年金への加入も勧められたため、保険料を支払い年金手帳をもらったと思う。

加入手続き時に納付した金額及び月数は覚えていないが、当時の1か月の保険料は100円だったと思う。

その後、3か月から1年ぐらいの分の保険料をA区役所の窓口を持参して納付し、年金手帳にスタンプを押してもらった。

窓口の担当者から、昭和36年の国民年金開始時より加入したことになると言われた記憶があるので、同年4月から39年3月までが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年12月ごろに、A区役所で、国民年金の加入手続きをし、同区役所窓口で国民年金保険料を現年度納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年8月9日に払い出されており、また、申立人の所持する国民年金手帳をみても同日付けで発行されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、36年4月から37年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、38年1月から39年3月までの保険料は過年度納付となるため、区役所の窓口で納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付について現年度納付を申し立てているが、申立人所持の領収証から、申立人は、申立期間直後の1年間である昭和39年4月から40年3月までの保険料を42年3月13日に過年度納

付していることが確認でき、この時点でさかのぼって納付可能であった当該1年間についてのみ納付したと考えるが自然である。

このほか、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情を見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から58年12月まで

私は、申立期間当初の昭和55年4月ごろ、当時住んでいたA市のB区内にある市役所出張所で開催された国民年金に関する説明会に元妻と一緒に参加した。

その際に市の職員から国民年金について具体的な説明を受け、国民年金の加入及び保険料納付は国民の義務だと言われたため、将来のことも考えて、元妻に私の国民年金の加入手続と保険料を納付するように伝えた。

私の国民年金加入手続及び保険料納付は、元妻に任せていたので具体的なことは分からないが、当時の保険料額はそれほど高く無く1か月当たり5,000円から6,000円ぐらいであったことは覚えており、元妻からは私の国民年金の加入手続を行い、保険料は定期的に納めていると聞かされていたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月ごろ、A市において、元妻が国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年3月にC市において払い出されており、申立内容と符合しない。

また、A市に残っている昭和56年度から58年度までの国民年金収滞納一覧表を見ると、申立人の国民年金保険料は未納となっており、特殊台帳をみても、昭和56年から59年までの4回にわたり、保険料未納による納付催告を受けている記録が確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏

名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付は、申立人の元妻が行っており、申立人は直接関与しておらず、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 3479

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から同年 7 月まで  
社会保険庁の記録によれば、A市のB社にD業務従事者として勤務していた、昭和 42 年 2 月から同年 7 月の期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間について、厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、B社は、現在に至るまで、C県内において厚生年金保険の適用事業所となった事実は確認できない。

また、B社は、E業に該当すると判断されるが、同業種は厚生年金保険法第6条第1項に基づく適用対象業種から除外されていることに加え、申立期間当時は、法人事業所であっても適用対象業種で無い場合、制度上、強制適用事業所では無かった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間においてB社における厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 2 日から 46 年 3 月 2 日まで

私は、大学在学中の昭和 45 年 9 月 2 日に A 社(その後、B 社、次いで C 社に名称変更。平成 18 年 11 月に解散し、D 社が事業継承。)に正社員として入社し、46 年に卒業後も平成 11 年 4 月 1 日まで継続して勤務していた。

社会保険庁の記録によれば、入社から昭和 46 年 3 月 2 日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

正社員としての入社であったことを証明する書類は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中の昭和 45 年 9 月 2 日に正社員として入社したと申し立てているところ、申立人が職場の先輩として名前を挙げた複数の同僚から、「申立人は昭和 45 年 9 月から毎日勤務していた。」旨の陳述が得られ、申立期間において、C 社に在職していたことは推認できる。

一方、D 社の保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 46 年 3 月 2 日となっており、同年 3 月 3 日付けの社会保険事務所の受付印が確認できることから、C 社では、申立人について、社会保険庁の記録どおりの被保険者資格取得届を提出したことが認められる。

また、D 社では、「正式入社の場合、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は同時に加入しており、別々に手続することは無い。」旨陳述しているところ、雇用保険の記録によれば、申立人の C 社における被保険者資格の取得日は厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ昭和 46 年 3 月 2 日であることが確認できる。

さらに、D社では、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和46年3月2日となっているので中途入社扱いとなるが、大学生を卒業前年の45年9月から厚生年金保険に加入させることは考えられない。記録としては残っていないが、大学卒業時期までは社会保険に加入せずに在職し、46年3月2日に正式入社となり、同時に被保険者資格を取得したものと考えられる。」旨陳述している。

加えて、社会保険事務所が保管するC社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和45年8月27日から46年3月2日までの間に中途入社で被保険者資格を取得している者10人のうち、生年月日から申立人と同様に同年3月に大学を卒業見込みとみられる者はみられない。

このほか申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 21 日から 39 年 4 月 1 日まで

A社での厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受け取っていないので、受給したととされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和39年6月29日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、社会保険事務所に保管されていた、脱退手当金の事務処理が記載されている脱退手当金支給整理簿をみると、申立人の脱退手当金裁定請求に係る記載があり、支給金額がオンライン記録と一致しているとともに、裁定年月日（昭和39年6月19日）は支給決定日（昭和39年6月29日）と近接しているほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計7ページ（140人）において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性27人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め26人みられ、うち23人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基

づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から24年5月まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の事業主、同僚及び申立人に同社を紹介した者の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から24年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。A社B出張所開設に伴い、昭和21年10月1日に、同社の正社員として入社した。当初、同社B出張所の社員は私1人で、給料は同社の本社からの送金小切手で支払いを受けた。社員数が増えた24年4月からは同社B出張所で給料を支給することになり、またこのときに、社会保険事務所で同社B出張所の厚生年金保険の新規適用事業所としての手続を行った。申立期間については、当然同社本社で厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人の履歴簿の記録から、申立人が申立期間において、A社B出張所に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社B出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和24年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できず、当該雇用保険の記録は社会保険庁の厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、申立人を含むそのほかのA社B出張所の新規適用日に資格を取得した被保険者の当該新規適用日前の期間に係る被保険者記録は、同社本社の厚生年金保険被保険者名簿には見当たらない上、事業主は、当時の取扱等については不明であるとしていることから、同社本社において、同社B出張所が新規適用となるまで、当該出張所の従業員を厚生年金保険に加入させていたという取

扱いは確認できない。

加えて、A社の同僚に照会を行ったが、申立人の勤務状況及び保険料控除等について回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて、明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 15 年 3 月 1 日に A 社に入社し、正社員として勤務していた。社会保険事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 5 月 31 日とされているが、1 日も間を空けずに次の仕事に就いたので、同年 6 月 1 日が喪失日のはずである。また、同事業所より、資格喪失年月日を誤って記載したとの内容のお詫び状も受け取っているので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間を含め A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社の給与支給明細書及び申立期間直後に勤務した B 社の給与支給明細書によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は、源泉控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、「関連会社である C 社から異動した者については、両社がいずれも保険料を翌月控除としていることもあり、両社間の取り決めにより、C 社での退職月に係る保険料については、A 社の勤務開始月の給与から控除する取扱いを行っていた。」としており、申立人についても同取扱いにより厚生年金保険料が控除されていたことが、同社提出の給与支給明細書から確認できる。これらのことから、申立人が申立期間直後に勤務した同社の関連会社である B 社へ照会したところ、両社の間では当該取扱いが行われていなかった旨の回答が得られた。さらに、同社の申立人に係る平成 15 年 6 月の給与支給明細書からは、厚生年金保険料は源泉控除されていないことが確認できる上、同社は「翌月控除方式であるため、A 社の退職月である 15 年 5 月に係る厚生年金保険料

は申立人の給与から源泉控除していない。」と陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 5 日から 39 年 6 月 22 日まで  
② 昭和 51 年 4 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 8 月に A 社（37 年 11 月 1 日に B 社に名称変更。）に入社し、51 年 4 月に退社するまで、継続して同社に勤務していたが、社会保険事務所の記録には、申立期間①の厚生年金保険加入記録が無い。

また、昭和 51 年 4 月 30 日から同年 12 月 31 日まで、C 社に勤務していたのに、社会保険事務所の記録には、申立期間②の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の陳述から、申立人が、申立期間において、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社の元事業主は、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除したか否かについて、当時の資料も無く不明であるとしている上、申立期間当時の経理担当者の所在は不明であり、同人から保険料控除の有無について確認することはできない。

また、社会保険事務所の B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 38 年 9 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 10 月 8 日に健康保険証が返納されていること、及びその後同社において、39 年 6 月 22 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、当該名簿において、申立人と同時期に、申立人と同様に一度被保険者資格を喪失し、その後に被保険者資格を再取得している者がみられる。

申立期間②については、C社の事業主が保管する申立期間当時の家計簿の写しに、従業員の入社日及び退社日が記載されており、申立人が、昭和51年6月1日に同社に採用されていることが確認できる。

しかし、当該家計簿には、申立人がC社に正式に入社した日は昭和51年9月1日であると記載されており、事業主は、当初の3か月間は試用期間であり、正式に入社した日から厚生年金保険に加入させたと陳述している。

また、当該家計簿において、申立人と同一日にC社に採用されたと記載されている同僚1人は、昭和51年8月21日に退社したと記載されているが、同人が同社において厚生年金保険に加入した記録は無い。

さらに、社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある同僚に照会したが、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる陳述は得られなかった。

このほか、申立人が、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月1日から同年10月1日まで

私は、昭和20年にA社に就職し、組織がB社に変更された後も、31年に退職するまで継続して勤務した。

しかし、社会保険事務所では、A社がB社に変更された時期の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社及びB社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和23年7月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなり、また、B社は、同年10月1日に新規適用事業所となっており、申立期間において、A社及びB社は、適用事業所では無い。

また、厚生年金保険被保険者名簿において、A社からB社に移っていることが確認できる同僚14人は、いずれも申立人と同様、A社での被保険者資格を昭和23年7月1日に喪失し、3か月間の未加入状態を経て、同年10月1日にB社で被保険者資格を取得しており、当該同僚のうち、連絡先が判明した2名はいずれも、「申立期間の給与から保険料が控除されていたかは不明である。」旨、陳述している。

さらに、A社及びB社の事業を継承するC社は、申立期間における貸金台帳等の関連資料は保管していないと回答している。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 51 年 12 月まで

私は、昭和 46 年 5 月に A 社の下請会社であった B 社に入社し、51 年 12 月まで勤務していたが、社会保険事務所では、同社に勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

昭和 48 年及び 49 年には、A 社から無遅刻無欠勤の表彰状を授与されており、B 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月 1 日から 51 年 12 月 20 日まで、B 社に勤務していたことは認められる。

しかし、B 社は、昭和 47 年 3 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、同日よりも後の期間は、適用事業所では無い。

また、元事業主は、「申立人については、厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかった。」と陳述しているほか、元事業主が B 社の従業員として名前を挙げた 7 人のうち、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できたのは 3 人であり、同名簿には健康保険の整理番号に欠番が無いことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認できる。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録がある者のうち、連絡がとれた 1 人に照会しても、申立人が厚生年金保険に加入していた事実について確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月 21 日から 50 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 5 月 31 日から 54 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 7 月 21 日に A 社に入社し、B 業務従事者として、50 年 12 月 1 日まで勤務した。

また、昭和 51 年 5 月 31 日に A 社に再度入社し、B 業務従事者として平成元年 11 月まで勤務した。

しかし、社会保険事務所では、申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 46 年 7 月 21 日に A 社に入社したと申し立てている。

しかし、A 社は、「当社保管の賃金台帳から、昭和 52 年 3 月以降については、申立人の在籍が確認できるが、これよりも前の期間については、在籍を確認できる資料は残っていない。」と回答している。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 53 年 8 月 1 日に A 社において被保険者資格を取得しており、申立期間において同社に勤務した事実は確認できない。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録がある従業員のうち、所在が確認できた 2 人に照会を行ったが、申立期間に申立人が A 社に勤務していたことを確認できる陳述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録において、申立人は、申立期間の全期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

申立期間②については、A 社から提出された申立人に係る賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月以降の期間について、同社に勤務していたことは認められる。



しかし、A社が保管する「健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、申立人の被保険者資格取得日は昭和54年10月1日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致する。

また、A社の賃金台帳において、申立人は、賃金台帳に記録の有る昭和52年3月から54年9月までの給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、保険料控除は、同年10月の給与（当月控除）から始められていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録において、申立人は、申立期間の全期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 12 日から 60 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与額と大きく異なっていた。  
当時の報酬計算表を提出するので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額は、自身が所持する報酬計算表の報酬額からみて低額であると申し立てている。

しかし、当該報酬計算表は、年に2回交付されていたものであり、これには、厚生年金保険料の控除についての記載は無い。

また、申立人は歩合制で報酬が支給される社員であったが、A社の元事業主は、歩合制で報酬が支給される社員については、歩合報酬に基づいて厚生年金保険料を控除しておらず、歩合報酬のうちの一定額を基本給とし、この基本給から厚生年金保険料を、毎月控除していたと陳述している。

さらに、申立期間の標準報酬月額は、申立人が所持する報酬計算表に記載されている歩合報酬の一月当たりの額よりも低額であるが、歩合報酬のうちの基本給の一月当たりの額とおおむね一致している。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主は、申立期間の賃金台帳等の関連資料はすべて廃棄していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認することはできず、申立人と同様に歩合制で報酬が支給される社員であった者に照会しても、申立期間当時の保険料控除の状況は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月から同年10月まで

私は、前職を退職したすぐ後の昭和28年5月から同年10月まで、A社に勤務していたが、社会保険事務所では、同社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、事業主の名前については姓のみを記憶しており、同僚については名前を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 3491

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 10 月 15 日まで  
昭和 33 年 2 月 1 日に父が経営する A 社に入社してから 43 年 2 月 29 日まで正社員として継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。申立期間当時、第三子を妊娠しており、会社から受け取った健康保険証を使って、通院、入院をした記憶があるので加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 2 月 1 日から 43 年 2 月 29 日まで A 社で継続して厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社に係る事業所別被保険者名簿をみると、申立人は昭和 40 年 3 月 1 日付けで被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を社会保険事務所に返却した後、同年 10 月 15 日付けで再度、同社で被保険者資格を取得したことによって、健康保険番号が変わっていることが確認できる。

また、A 社の同僚等から、申立人の申立期間に係る勤務実態等について回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、昭和 38 年 9 月に B 市の職権適用により国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、同手帳記号番号に係る被保険者名簿をみると、厚生年金保険に加入したことにより、40 年 11 月 15 日付け（オンライン記録上は昭和 40 年 10 月 15 日）で資格を喪失している記録となっている。基礎年金番号導入前は、市町村において国民年金被保険者の厚生年金保険加入記録を把握していなかったことから、この資格喪失年月日は、申立人の陳述により記載されたものと考えられる。

加えて、同被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険手帳記号番号の記載もあるが、これも申立人が提出した厚生年金保険被保険者証により記載されたと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たら

ない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 6 月から同年 8 月まで  
昭和 20 年 6 月、当時の C 業務従事者であった A 氏とその奥さん及び私の母の 3 人の計らいにより、私は B 小学校の D 業務従事者となることとなり、同年 8 月まで D 業務従事者として勤務していた。  
しかし、その時の勤務が厚生年金保険の加入記録として残っていないことに納得がいかない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E 市教育委員会によると、学校史に、B 小学校が C 市方面へ学童疎開を行った旨の記述がみられたことから、申立人が同小学校の疎開時に D 業務従事者であったことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務したとする B 小学校は厚生年金保険の適用事業所では無いことが確認できる。

また、申立人は、「給与をもらった記憶が無く、ボランティアであったかもしれない。」と陳述しており、E 市役所と同市教育委員会によると、申立人が同小学校の D 業務従事者として勤務していた記録は確認できなかった。

さらに、申立人が記憶している 2 名については、連絡先が不明のため陳述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を同市より給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 39 年 3 月まで  
昭和 37 年 9 月から 39 年 3 月まで A 社に B 業務従事者として勤務しており、給与から厚生年金保険の保険料が引かれていたと記憶している。  
同事業所に勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたと申し立てている A 社は、社会保険の適用事業所として確認することはできず、また、同事業所の雇用保険適用事業所としての記録も確認することはできなかったほか、法人登記簿の調査においても該当する法人は確認できなかった。

さらに、類似名称事業所の被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらなかったほか、申立てに係る事業所が所在していた地域の事業所について申立人と同じ生年月日及び性別による検索を行ったが、申立人の記録は確認できなかった。

加えて、申立人から、事業主及び同僚に関する具体的な陳述が得られないため、申立人の勤務状態について確認することができず、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月8日から25年1月1日まで  
② 昭和25年1月1日から27年7月1日まで

私は、申立期間①当時、A社においてB業務従事者の仕事をしていた。また、申立期間②当時は、B社においてC業務の仕事をしてきた。それぞれの会社で正社員として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立人が記憶している事業主、同僚等の氏名の確認を行ったものの、事業主、同僚等を特定することができず、これらの者から、当該事業所の当時の状況や申立人の勤務実態について確認することはできない。

加えて、申立人について各種読み方による氏名検索を行ったが、申立期間①に係る被保険者記録は見当たらない。

申立期間②については、申立人のB社における在職について、申立人が記憶している社長及び同僚の名前が、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できるほか、事業所所在地が申立内容と一致しているものの、同社で被保険者資格のある複数の同僚からは、「申立人の在職については記憶に無い上、昭和24年末ごろはB社が倒産するということで、多くの従業員が退職していた時期だったので、25年1月からの採用は考えられない。」と陳述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、昭和24年11月1日以降に被保険者資格を取得した者は確認できず、同日時点で42人いた被保険者が2か月後の25年1月1日には事業主を含めて5人にまで減少している上、同年3月1日には適用事業所では無くなっているなど、上記同

僚の陳述とも一致している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、申立人が一緒に試験を受けて同時に入社したと陳述している2人の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 7 月 1 日から 22 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 25 年 6 月 1 日から同年 9 月 26 日まで

私は、昭和 18 年 9 月 1 日から 30 年 11 月 9 日まで継続して A 社に勤務していた。しかし、申立期間①及び②の期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 18 年 9 月 1 日から 30 年 11 月 9 日まで A 社に継続して勤務していたと申し立てているところ、申立期間①及び②を除く期間については、社会保険庁の記録により、同事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

しかし、申立期間①及び②において勤務していたとする A 社の事業主及び同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した同僚 13 人はいずれも所在不明であり、保険料控除の事実を確認できない。

また、A 社で被保険者資格のある同僚の加入記録をみると、申立人と同様にいったん資格喪失の後、再度資格を取得している者が数人みられるほか、申立期間②については、申立人及び同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険証返納の印が確認できることから、申立期間当時、何らかの事情により、事業主は社会保険庁の記録どおりの手続を行ったものと考えられ、事業主により給与から申立期間に係る保険料は控除されていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月から 30 年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 26 年 6 月から 35 年 5 月 31 日まで継続して勤務した。26 年 6 月から 30 年 3 月末までは、各県内の B 業務従事者の仕事をしていた。同年 4 月から退職までは本社勤務となり、C 業務を行っていた。勤務していた 26 年 6 月から 30 年 4 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は既に適用事業所では無くなっており、申立期間当時の資料が無い上、事業主は既に故人となっていることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について事業主の陳述を得ることができない。

また、A社に係る被保険者名簿から 12 人を抽出調査した結果、申立人を知っていた 4 人は、いずれも「申立人は、申立期間中は B 業務従事者として勤務していた時期であり、当時は厚生年金保険に加入していなかったと思う。申立人が同社本社に勤務した昭和 30 年 4 月から厚生年金保険の記録が有るのであれば、その時から厚生年金保険に加入したのではないか。」との陳述があった。

さらに、上記 4 人の同僚のうち 2 人は、「申立人が B 業務従事者として勤務していたときは正社員では無く、本社に勤務したときから正社員となり、厚生年金保険に加入したと思う。」と陳述している。

加えて、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠落は無く、また、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 20 日から 36 年 6 月まで  
前の会社と一緒に辞めた同僚と昭和 34 年 1 月に A 社に入社し、2 年半ぐ  
らい勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日が同年 6 月 20 日になっている。  
同僚の証言があるので、同年 6 月 20 日から 36 年 6 月までを厚生年金保険加  
入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は前の会社の同僚と共に昭和 34 年 1 月に A 社に入社したと申し立  
てているところ、社会保険事務所の記録により、同年 1 月 6 日から同年 6 月  
20 日まで厚生年金保険に加入していた記録が確認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は既に故人となっている上、当該事  
業所において申立人の勤務状態について同僚から陳述を得ることはできな  
かった。

また、社会保険事務所の保管する被保険者名簿によると、当該事業所にお  
いて昭和 37 年 4 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、34  
年 10 月及び 35 年 10 月の定時決定に係る処理がなされているが、申立人  
には当該記録が無い。このように、複数年の定時決定の記録が無いことから、  
申立人については、事業主から 34 年 6 月に資格を喪失した旨の社会保険庁  
の記録どおりの届出が行われたためであると考えられる。

さらに、当該事業所の申立期間当時の総務担当者は、「資格喪失届は健康  
保険証を添付して提出していた。給与からの保険料控除は定時決定の金額に  
基づいて行っており、資格を喪失しているのに保険料控除をしていたとは考  
え難い。また、当時、保険料の納入告知額と預り金の突合もしていた。」と  
陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 11 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 1 月 1 日から 39 年 2 月末まで A 社で B 業務従事者として勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和 34 年 3 月 1 日に A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、36 年 11 月 1 日に資格を喪失したことにされている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社に当時在籍していた複数の同僚に対して照会を行ったが、いずれの同僚も、申立人の同事業所での在籍は覚えていないとしている。

また、A 社に昭和 35 年 9 月ごろから在籍していた同僚は、「申立人が同事業所にいつごろから勤務していたかは分からないが、勤務当初の申立人は常勤社員では無く、同事業所以外にも複数の事業所での掛け持ち勤務をしており、その後、しばらくしてから同事業所に常駐するようになり、常勤社員になったという話を私の在職中にほかの社員から聞いたことがある。」と陳述している。

申立期間②について、A 社に当時在籍していた複数の同僚の証言から、申立人が申立期間②当時に同事業所に在籍していたことは推定できる。

しかし、いずれの同僚も、申立人が申立期間②当時に厚生年金保険に加入していたかどうかは分からないとしている上、管轄社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人が昭和 36 年 11 月 30 日に健康保険証を返納したという記録が確認でき、申立人の同事業所での被保険者資

格喪失日が同年11月1日であることに不自然さはみられない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、各種の読み方による氏名検索を行ったものの、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 9 月 1 日に A 社に常勤の B 業務従事者として就職したが、都合により退職したいと同年 10 月ごろに申し出たところ、同年 11 月に別の B 業務従事者が私の後任者として同社に就職したので、私は、52 年 1 月 10 日に同社を退職した。

しかし、社会保険庁の記録では、私の後任者は A 社に勤務した昭和 51 年 11 月から厚生年金保険被保険者資格を取得しているにもかかわらず、私の被保険者資格取得日は同年 12 月 1 日とされているので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時に A 社に在籍していたことは、当時の同僚の証言から、推定できる。

そこで、A 社に採用した後の試用期間の有無について照会したところ、「B 業務従事者としての実務経験が無い者については、試用期間を設けていた。」との陳述が得られたところ、申立人と同様に、同社に勤務するまで B 業務従事者としての実務経験が無かったと陳述している同僚の厚生年金保険被保険者記録をみても、同社に勤務してから一定期間経過後に、同社での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このような状況から、申立人についても、A 社に勤務するまで B 業務従事者としての実務経験を有していなかったことから、試用期間が経過した昭和 51 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われたものと考えられる。

なお、申立人の後任として A 社に採用された者は、「A 社に勤務する以前から B 業務従事者としての実務経験を有していた。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 31 日までの期間に係る脱退手当金を支給済みとなっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、請求した覚えも無い。

A社を退職した時に退職金の支給は無く、脱退手当金に関する説明も受けていない。また、領収書の署名は私の筆跡では無く、脱退手当金裁定請求書に書かれた文字も、私が書いた字かどうか分からない。

申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無く、請求した覚えも無いと申し立てている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 4 月 3 日に支給決定されていることとなっているが、脱退手当金裁定請求書は同年 1 月 26 日に社会保険事務所へ提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、記載内容に疑義が認められないとともに、申立人の脱退手当金は、B社会保険事務所の窓口で現金払いされていることが確認でき、昭和 42 年 4 月 3 日付けの領収書が添付されているほか、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの事務処理についても不自然さはいかたがえない。

また、同請求書の「被保険者として使用された事業所」欄には、A社の名称及び住所のゴム印が押されているほか、社会保険事務所が保管する同社の厚生

年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後2ページに記載された女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した34人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め25人みられ、うち24人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 18 日から昭和 41 年 1 月 30 日まで  
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 35 年 3 月 18 日から 41 年 1 月 30 日までの厚生年金保険加入期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、A社を退職する際には、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職する際には、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと申し立てている。

社会保険庁の記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 3 月 29 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A会社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計 11 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した 36 人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 32 人であり、うち 31 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、A社が保管する申立人の被保険者台帳には、「脱退手当金」というゴム印が押されていることが確認できる上、同社では、申立人と同一時期に退職した複数の者の被保険者台帳にも、申立人と同様に「脱退手当金」というゴム印が押されているとしている。これらのことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月9日から30年12月15日まで  
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和27年10月9日から30年12月15日までの厚生年金保険加入期間に係る脱退手当金を支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いと申し立てている。

社会保険庁の記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和31年8月3日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、納付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、同社を退職後の昭和31年8月1日付けで、申立人の氏名が婚姻後の姓に変更されていることが確認できるところ、申立期間に係る脱退手当金が同年8月3日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一

連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことのほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 3503

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月1日から34年2月28日まで  
昭和33年11月1日から34年2月28日までA社に勤務していたが、社会保険事務所には厚生年金保険に加入した記録が無い。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

さらに、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、事業主等の連絡先は不明であり、申立人は同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、当該事業所における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月28日から36年7月27日まで  
② 昭和38年7月13日から同年12月20日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社にB業務従事者として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答もらった。同社には、昭和33年7月から38年12月に賞与を受けるまで勤務しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社のB業務従事者として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社では、同社における当時の退職者名簿から、申立人は、昭和33年7月に入社、35年5月に退社、36年7月に再入社及び38年7月に退社しているとしており、これらの日付は、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿における申立人の資格の取得及び喪失年月と一致する。

また、A社が所持する社会保険台帳では、申立人が入社した昭和33年7月時点で払出しを受けた厚生年金保険被保険者番号で、36年7月27日に資格を再取得し、38年7月13日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は同僚1名を記憶しているが、当該同僚を特定することができず、ほかの同僚についても連絡先が不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿から、申立期間①に同社へ入社及び退社をした複数の同僚に、当時、申立人が同社に勤務していたかどうかを聴取したものの、本社勤務の同僚を含めて、申立人のことを記憶している同僚はいなかった。また、申立期間②に同社を退社又はその直後に退社

をした複数の同僚に、退社時期又は退社する直前まで、申立人が同社に勤務していたかどうかを聴取したものの、本社勤務の同僚を含めて、申立人のことを記憶している同僚はいなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月から 36 年 10 月まで

高校を卒業して、義兄の紹介により昭和 33 年 6 月に A 市 B 区にあった C 社に入社し、36 年 10 月まで勤務したが、社会保険庁の記録では、同事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。

会社規模からみても、厚生年金保険に入っていたはずと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、申立期間において C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとする C 社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

さらに、同社は、閉鎖登記簿謄本から、申立期間後の昭和 40 年 4 月 26 日に設立登記され、59 年 12 月 2 日に解散登記されていることが確認できるが、同謄本に記載された事業主等は連絡先が不明であり、これらの者から、同事業所における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、申立人が記憶していた同僚の厚生年金保険の被保険者記録をみると、C 社で勤務していたとする時期の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 26 日から同年 8 月 31 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、代表取締役として勤務した A 社における申立期間の加入記録が無いことが判明した。同社における被保険者資格喪失日が平成 15 年 5 月 26 日となっているが、同年 9 月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において代表取締役として A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、A 社は、社会保険事務所の記録では、平成 15 年 5 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている。

また、申立人については、社会保険事務所の記録では、当該適用事業所では無くなった日より後の平成 15 年 9 月 18 日付けで同年 5 月 26 日にさかのぼって厚生年金保険の資格喪失に係る処理が行われていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録では、A 社は当時厚生年金保険料を滞納していた記録が確認できる上、申立人が平成 15 年 9 月 11 日に社会保険事務所から指導を受け、月々の保険料の支払方法について協議を行っていることが確認できる。

加えて、申立人は、B 市役所に提出された国民健康保険資格取得届により、平成 15 年 9 月 17 日に同年 5 月にさかのぼって国民健康保険に加入していることが確認できる。

このため、A 社の全喪処理及び申立人の厚生年金保険の資格喪失手続きについて、代表取締役である申立人が、知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、資格喪失処理にかかわっており、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該行為の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。